



JA 岩手県信連の現況 ● 2025

CONTENTS

トッ	ップメッセージ	2
1.	JA岩手県信連をご理解いただくために ··············	
	経営方針	
	JAグループ・JAバンクシステム	
	事業の概況	9
	地域貢献情報	15
2.	P 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
	貯金業務のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	融資業務のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	為替・証券業務のご案内	30
	その他サービスのご案内	32
	手数料のご案内	33
3.		35
	財務諸表	36
	役員等の報酬体系	
	経営指標	
	損益の状況	55
	貯金業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	貸出金業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	有価証券等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	為替・受託貸付金業務の状況	
	自己資本比率の状況(単体)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
4.	コンプライアンス等への取り組み	
	コンプライアンスへの取り組み	
	マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応…	
	利用者保護への取り組み	94
	情報セキュリティへの対応	94
	利益相反管理方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	個人情報保護への取り組み	
	金融 ADR 制度への対応	
	金融円滑化への取り組み	
	内部監査体制及びリスク管理体制	99
5.	当会のプロフィール	
	組織図・職員数	
	役員	
	店舗・会員数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	当会のあゆみ	105
6.	索引	106

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。 ※計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示していることから、増減等が表示 上の計算と一致しない場合があります。

※構成比は100に調整しております。

トップメッセージ



経営管理委員会会長 **伊藤清孝**



 代表理事理事長

 荒木田 裕 樹

みなさまには、私ども岩手県信用農業協同組合連合会(愛称「JA岩手県信連」)をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会の業務運営方針や令和6年度の業績及び業務内容をご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA岩手県信連の現況」を作成いたしました。 ご高覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当会は昭和23年の創立以来、農業専門金融機関並びに地域金融機関として、岩手県農業の振興・発展と、地域のみなさまの事業や生活向上に資するべく金融サービスの提供に努めてまいりました。

令和6年度は、基調的な物価上昇や為替円安、春闘における民間平均 賃上げ率の大幅上昇などを要因に、二度に亘り政策金利が引き上げられ ました。また、金融政策を受けて株価が乱高下するなど金融環境が大き く変動した年度となりました。

農業情勢では、制定来初めて「食料・農業・農村基本法」が改正されたほか、夏には「令和のコメ騒動」が勃発し、米価上昇やその後の政府備蓄米の放出につながる事態となりました。他方、肥料や飼料、燃料価格の高止まり、物価高騰による和牛肉の消費減退、豚熱及び鳥インフルエンザと県内でも家畜感染症が相次いで発生したことに加え、大船渡市で発生した大規模林野火災の影響等、農業を取り巻く環境は厳しい状況が継続しました。

そうした情勢にありますが、当会は「持続可能な岩手農業の確立」と「農業・くらし・地域への金融仲介機能の発揮」に向けて、JAグループの一員として取り組んでまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

令和7年7月

経営管理委員会会長 伊藤清孝 代表理事理事長 **荒木田 裕 樹**



JA岩手県信連を ご理解いただくために

経営方針
JA グループ・JA バンクシステム(
事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩

● JA岩手県信連をご理解いただくために

経営方針

経営方針は、将来進むべき方向性を示すもので、価値観の拠りどころとしての「経営理念」と理想とする将来像としての「基本目標(ビジョン)」からなります。私どもは、この経営方針のもと経営活動を遂行してまいります。

経営理念

私たちにとって目的は何か、最も大切なものは何か、どのように行動すべきか

~存在意義として~

私たちは、協同組合精神のもと地域金融機関として、 JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、 併せて岩手の農業と地域経済の発展に貢献します。

~経営姿勢として~

私たちは、JAバンクの一員として、 コンプライアンスをモットーに安定的で健全な経営を目指します。

~行動規範として~

私たちは、信頼に対し「信用・奉仕・創造」をもって行動します。

基本目標

経営理念の実現に向けた3か年で目指す姿(第20次経営3か年計画における基本目標)

JAバンク岩手の「農業・くらし・地域への金融仲介機能発揮」をさらに 徹底・前進させ、利用者満足度向上、顧客基盤維持・拡大、利益確保を 達成することにより、JAの経営基盤が確立・強化されている。

農業法人および食農関連企業の成長支援および農業融資強化に取組むことにより、食と農を基軸に地域に根ざした金融機関として農業・地域の活性化に貢献できている。

許容リスク量を踏まえた調達と運用の最適化や的確なリスク管理により、 収益性と健全性を両立した資産アロケーションや資金ポートフォリオを 構築し、外部環境の変化にも柔軟に対応可能な経営態勢を確立したうえ、 安定した収益を確保できている。

上記基本目標を実践する専門人材が確保されるとともに、一層の業務効率化が実現されている。

基本戦略

基本目標達成のための戦略の柱

JAバンク岩手中期戦略達成に向けた JA 指導の実践

農業法人・食農関連企業の成長支援および農業融資強化

的確なリスク管理による資産アロケーション・資金ポートフォリオの構築 および内部管理態勢の強化

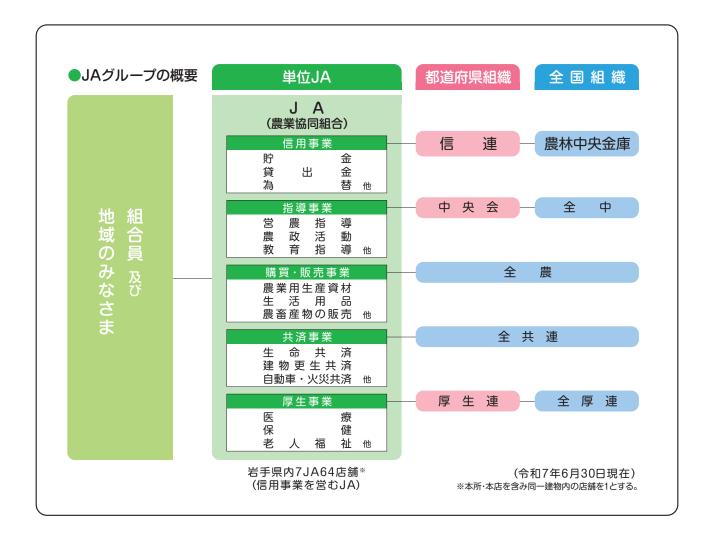
上記を実践する専門人材の育成・確保と業務効率化

● JA岩手県信連をご理解いただくために

JA グループ・JA バンクシステム

JAグループの 概 要 JAグループは、「単位JA」と「都道府県組織」及び「全国組織」により構成されております。都道府県組織及び全国組織は、総合事業を営む単位JAの業務をサポートする役割を担っております。

JAグループがこのような組織形態となっているのは、協同組合活動はお互いに助け合い共に向上していこうという「相互扶助」の精神に基づくものだからです。当会もこの「相互扶助」の精神に基づき、JA組合員をはじめ地域のみなさまに気軽にご利用いただける、親しみあるJAバンクを目指してまいります。



JA バ ン ク シ ス テ ム

平成14年1月に施行された再編強化法*に基づく「JAバンク基本方針」に則り、全国段階では農林中央金庫に「JAバンク中央本部」を、県段階では当会の中に「JAバンク岩手県本部」を設置し運営しております。

これは、「破綻未然防止システムによるJAバンク会員の経営健全性確保」と「スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す一体的事業運営」を2本柱とする「JAバンクシステム」を確実に運営していくための仕組みです。

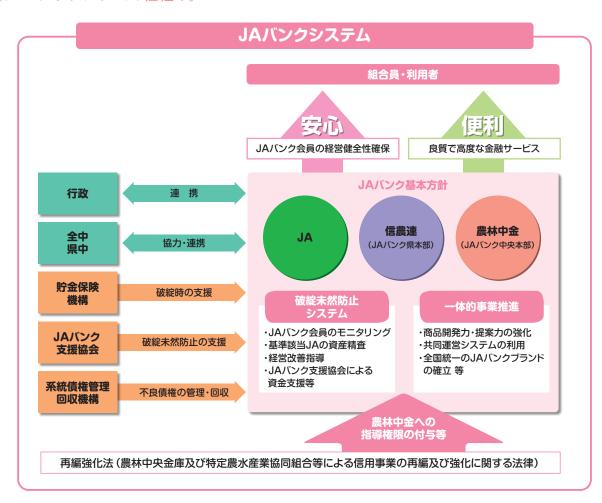
JAバンク岩手県本部の取り組みとしては、個々のJAの財務状況、業務体制等にチェック(モニタリング)を行い、経営上の問題点の早期発見に努めるとともに、モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するJAに対する経営改善指導等を行います(破綻未然防止システム)。これにより、より効果的で健全性の高い経営を目指しております。

*再編強化法とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。

(正式名称:「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」)

《JAバンクシステムの仕組み》



「JA バン ク・ セーフティー ネ ッ ト 」 の 仕 組 み より安心な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクは、「JAバンク・セーフ ティーネット」を構築しております。

まず、公的制度である「貯金保険制度」があります。

さらに、「JAバンクシステム」のもとJAバンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「JAバンク支援基金 (*)」があります。

この2つの仕組みによって組合員・利用者のみなさまにより一層の「安心」をお届けいたします。

※令和6年3月末における残高は1,651億円となっております。

JAバンク・セーフティーネットの仕組み

貯金保険制度

貯金者を保護するための 国の公的な制度

JAバンク支援基金 (全国財源)

JAバンク支援積立金 (県域財源)

> JAバンク独自の 支援制度

貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金等が加入しております。

この制度は政府・日銀・農林中金・信連等の 出資により設立された貯金保険機構によっ て運営されており、JA等から収納された保 険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金 の払い戻しができなくなった場合等に貯金 を一定の範囲で保護します。

「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、「預金保険制度」(銀行・信金・信組・労金等が加入)と基本的に同じです。なお、貯金保険機構の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっております。

JAバンク支援基金等

JAバンクの健全性維持を支援するため、JAバンク独自の取り組みを行っております。 全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要な支援(資本注入等)を行います。また、万一緊急の事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助等も国の制度である貯金保険制度と連携して行います。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

事業の概況

わが国経済は、物価上昇等の影響を受けながらも、好調な企業業績や底堅い国内需要により、緩やかな回復傾向を たどりました。

基調的な物価上昇や為替円安を受け、日本銀行は令和6年7月と令和7年1月に利上げを実施し、政策金利(無担保コールO/N物)を0.50%としました。

県内経済も、個人消費や雇用環境の改善、住宅投資及び企業の設備投資の回復等を背景に、全体として緩やかな回 復基調を維持しております。

農業分野では、令和6年夏に「令和のコメ騒動」が勃発し、政府は備蓄米の放出に踏み切る事態となりました。畜産においては、飼料や燃料価格の高止まり、物価高による和牛肉の消費減退、県内で相次いで発生した豚熱や鳥インフルエンザなどの家畜感染症や大船渡市で発生した大規模林野火災の影響等、農業を取り巻く環境は厳しい状況が継続しました。

このような情勢のもと、当会は、第19次経営3か年計画の最終年度として、3つの重点事項を掲げて、各年度の施策に取り組みました。

以下に令和6年度の主な事業の概況について報告します。

当 会 の 事業概要と 業 績 「中期戦略にもとづく JA 指導の実践」、「当会における農業融資強化による農業・地域への貢献」、「持続可能な経営基盤の確保」に取り組んだ結果、経営数値面では、会員 JA 等に対する奨励金33億円(JA に対する推進奨励含む)を還元したうえで、6億円の当期剰余金を計上することができました。

各業務については、以下のとおりです。

金融推進業務

JAバンク岩手の農業・くらし・地域への金融仲介機能発揮のため、以下のとおり取り組みました。

①JA貯金等

地域のみなさまに選ばれ成長し続けるJAバンクの実現を目指し、春期・夏期・年末キャンペーンや年金推進運動を展開し、貯金量確保と顧客基盤拡充を図った。また、JAの相続・資産運用関連セミナーの開催支援や職域推進支援等を通じ、地域のみなさまの相談ニーズに応えました。その結果、年間平均残高では1兆1,337億円となり、1兆円台を確保しました。

また、組合員・利用者の資産形成ニーズの高まりを受けて、NISA特別推進運動の展開やJA向け勉強会、資産形成サポートプログラム(全国プログラム)等による資産形成・運用商品の提案強化を通じ、組合員・利用者の豊かなくらしの実現に努めました。

②JA貸出金

JAが展開する出向く活動の強化に向けて、農業法人アプローチ先や大規模農業者に対する訪問活動に加え、県内行政機関への訪問活動もJAバンク岩手農業金融センターの職員が同行訪問し支援を行っております。

また、「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」のPRや、農林中央金庫との提携による「JAバンク利子補給」の活用による融資推進を展開するとともに、「JAバンク岩手農業法人経営者セミナー」の開催を通じた情報提供を行い、農業担い手の支援に取り組みました。各種ローンについては、住宅ローンやマイカーローン等、JAバンク岩手ー体となった統一推進運動を展開し、地域のみなさまの資金ニーズに応えました。

③JA指導

JAのガバナンス強化及び信用事業計画の達成に向けて、各 JAの月次・半期実績検討会に参画し、事業計画や各種推進 項目の進捗管理、課題等への対策の支援及び指導を行いまし た。

また、JA指導方針を策定し、利用者接点再構築の考え方を踏まえた推進活動等の実践による目標管理・行動管理の方法や店舗別収益管理、総体的なリスク量管理(金利リスク、信用リスク等)について指導を行うことにより、JAごとの特性を踏まえた体制強化・推進指導による信用事業のマネジメント強化に取り組みました。

さらに、JAバンク基本方針に基づく財務モニタリング、体制整備モニタリングを実施し、これらを通じてJAの経営状況及び体制整備状況等を把握することで、経営改善指導、事務リスク管理態勢の整備指導を行いました。

また、事務処理水準の維持と更なる向上を目指し、JAの事務指導部署と連携して自店検査の定着状況の確認・支援及び事務処理水準の確認・指導を行うことで、事務管理態勢の整備・強化に取り組みました。

④ JA 信用事業の人材育成

JAバンク岩手中期人材開発計画に基づき、組織・事業を変革するリーダーの育成と階層別の能力開発及び利用者から選ばれ信頼される人材育成をめざし、各種研修を体系化し実施しました。

専門的知識を有する職員の早期育成策として、平成23年度より導入した「資格認証制度」については、新たに延べ32名を認証し、認証者数は延べ254名となりました。

また、農業経営者からの専門的な相談に対応できる職員の 育成に力を入れており、平成21年度から「農業経営アドバイザー」資格の取得を積極的に進めております。資格取得者 は令和7年3月末時点において158名となり、さらに難関である「農業経営上級アドバイザー」資格についても、これまで に1名が取得しております。

貯 金 業 務

会員、准会員、個人、地方公共団体からの貯金預入により、期末残高では7,566億円(前年度比284億円減少)、年間平均残高では8,170億円(同35百万円減少)となりました。

融資業務

会員、准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、地方公共団体等に対する融資を行いました。地方公共団体への融資残高減少に加え、日本銀行による「被災地金融機関の資金供給オペレーション」の代替特例資金の取扱いが終了したこともあり、期末残高では1,305億円(前年度比168億円減少)、年間平均残高では1,367億円(同109億円減少)となりました。

また、農業法人からの資金相談に対応し、令和6年度の農業資金新規貸出実行額(長期資金)は16億円となりました。

為替·決済業務

為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、利用者へのサービス強化に努めるとともに、JAに対する国庫金振込にかかる事務検査等を行い、事務処理の向上を図りました。

余裕金運用業務

預け金については、安全性と流動性を確保することに重点を置いて、系統預け金を中心とした資金運用を行い、期末残高では4,521億円(前年度比364億円減少)、年間平均残高は5,178億円(同5億円減少)となりました。

金銭の信託等を含む広義の有価証券については、債券を中心とした運用を行い、期末 残高では1,727億円(同109億円減少)、年間平均残高では1,840億円(同83億円減少) となりました。

受 託 業 務

日本政策金融公庫資金(農林水産事業)は、認定農業者等を対象とした貸出に対応した結果、新規実行額は5億5千万円となりました。

住宅金融支援機構資金では、取扱開始から14年目となった東日本大震災の被災者に対する災害復興住宅融資は、防災集団移転促進事業での住宅再建が進み、新規貸出はありませんでした。

電算情報業務

全国統一のJASTEMシステムを使用し、利用者のみなさまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスの提供に努めました。

持続可能な JA経営基盤 の確立・強化 に 向 け た 取 り 組 み JAいわてグループは、令和3年12月、従来の自己改革の取り組みを継続しつつ、現状の農業・地域社会・JAをめぐる情勢や課題を踏まえ、中長期(10年後)を見通した JAいわてグループが共通かつ優先的に取り組むべき方針を設定のうえ、主要な取り組みとして、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤強化」「協同組合としての人づくり」「「食・農・地域・JA」にかかる国民理解の醸成」を5つの柱と位置づけ、組織をあげて取り組んでいくこととしました。

当会においては、JAにおける農業経営コンサルティングの取組支援や出向く体制の強化・高度化をサポートする等、金融仲介機能の発揮に取り組むこととしております。また、JAのライフプランサポート実践に向けた体制づくり・人材育成・商品提案にかかる支援、デジタルツールの普及及び店舗再編後の利用者接点のあり方を検討し、JAの実践について支援することとしております。

以下に、JAバンク岩手の主な取組内容を紹介します。

1. 農業所得増大と地域活性化への取り組み

(1) 「JA いわてグループ農業担い手サポート事業」の実践

農業者の所得増大に資する施策

保証料助成事業

設備投資や農業機械等の購入等にかかる農業資金借入の際の保証料助成を行い、 農業者の財務負担軽減・経営安定化対策を実施しております。

JAまたは信連から農業近代化資金、担い手強化資金、アグリマイティー資金、新規就農サポート資金の農業資金を借入れ、農業信用基金協会の債務保証料を一括前払いにて支払った借入者に保証料の全額を助成するもので、農業者の借入負担の軽減を図ることにより、農業経営の安定化を図ります。



農業資金保証料助成のご案内

2. JAによる組合員への訪問活動強化に資する環境整備への取り組み

(1)Web会議システムの活用

会議や研修会・勉強会、各種説明会の効率化を図るべく、Web会議システムを有効活用しました。研修頻度を上げることができるほか柔軟な開催ができるため、研修参加者の増加につながり、人材育成の面での効果も期待できます。

(2)タブレット端末の継続活用・機能強化支援

組合員等利用者のライフステージやニーズにあわせた最適な金融商品の提案や、高品質な金融サービスの提供により、現場営業強化や顧客満足度向上を図るべく、推進ツールとしてのタブレット端末を県内JA全渉外担当者に導入しております。また、タブレット端末を活用することで、渉外担当者の事務効率化・省力化による的確な商品サービス提案に役立てております。

3. 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献への取り組み

(1)JA店舗運営等の体制構築支援

店舗・ATMの再編検討・実施及び再編後の組合員・利用者の利便性、満足度向上に向けた体制構築を支援しました。

(2) JA バンクアプリ

通帳の代わりに、残高や入出金明細、投信残高等を簡単に確認できるサービスです。PayBや 通帳レス等の機能がアプリ内で利用できるほか、JAバンクアプリ プラスやネットローン、投信 非対面取引をはじめ、JAバンクのほぼすべての非対面取引にアクセス可能となっており、利便性が大きく向上しております。



(3) JA バンクアプリ プラス

残高照会や振込・振替等JAネットバンクのサービスに加え、新規口座開設や諸届変更がアプリ上で完結できる「JAバンクアプリ プラス」がリリースされました。振込・振替や公金収納といった利用頻度の高い取引がアプリ内で完結できるようになり、非対面取引の利便性が向上しました。



(4)JAファンの拡大・新たな利用者の開拓

農業応援金融商品の企画・販売による県産農畜産物の消費拡大や消費者と生産者をつなぐサービス提供の一環として、県下統一の貯金キャンペーンでは県産ブランド米や「いわて牛」等を活用し運動を展開しました。各JAにおいても独自でキャンペーンを企画し、JAならではの特産物を特典とした商品の販売を実施しました。

また、JA直売所の利用者拡大を図るとともに、農業者の所得向上に資する取り組みとして、JA直売所でのJAカード利用5%割引、さらに期間限定で10%割引を展開しました。

(5)地域貢献への取り組み

高齢者や子ども向けの各種イベントに加え、組合員等に対する資産活用相談や 相続相談機能を強化するために、各種セミナーを実施しております。

また、地域住民や農業関係者の金融リテラシー向上を目的として、岩手県立農業大学校で学生等約100名を対象に金融教育を実施しました。



岩手県立農業大学校での講義の様子

(6)移動店舗の運行

店舗統廃合によるサービス低下や災害時における臨時店舗機能を具備するため、移動店舗の運行を行っております。

令和6年度末現在では、JA新いわて、JAいわて花巻、JA岩手ふるさと、JAおおふなと、JAいわて平泉の5JAにおいて運行しており、地域のみなさまへの金融サービスの提供を通じた地域貢献に取り組んでおります。



JAおおふなと 移動店舗「ふれ愛・きずな号」

4. JAバンク岩手の取り組みにかかる広報・PR活動の強化

岩手県内の農業者の取り組みを「いわて未来農業創造人」として取り上げ、当会ホームページで紹介したほか、SNS を活用した農畜産物のプレゼントキャンペーンを企画し、岩手の農業の魅力発信・PR強化に取り組んでおります。

令和6年度は多くの若年層に農業の魅力やJAバンクをPRするため、野外音楽イベント「CHAGU CHAGU ROCK FESTIVAL」へ協賛、ブース出展しました。イベントブースでは、県内農業者の紹介動画「いわて未来農業創造人」の放映や、動画出演者が生産したリンゴやトマトのジュースを配布し、農業や県産品の魅力を多数の来場者へPRしました。





JAの組合員のみならず、広く地域のみなさまにサービス内容をご理解いただき有効にご利用いただくために、これまで以上に広報・PR活動を強化するとともに、マスメディアに対しても広くリリースすることによってJAグループへの理解向上に努めます。

● JA岩手県信連をご理解いただくために

地域貢献情報

[地域への貢献]

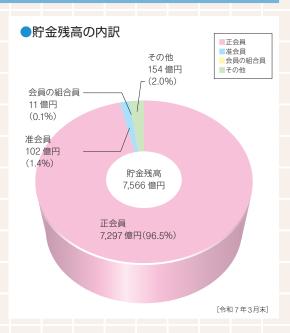
当会は、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援等の金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

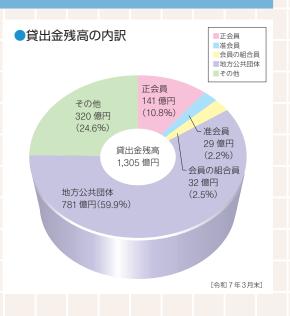
地域からの資金調達の状況

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員や地域のみなさまからの大切な財産である貯金を源泉としております。



地域への資金供給の状況

当会では、会員・准会員等に対する農業関連融資、地場産業に対する関連産業融資、岩手県をはじめとする地方公共団体、さらには地域経済を支える地元企業のみなさまにも様々な用途の資金をご用意し、幅広い融資を行っております。



金融商品・サービス提供による地域貢献

JAバンク岩手では、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供による地域貢献への取り組 みとして、県産農畜産物の消費拡大につながる下記商品等の取扱いを実施しました。

「JAバンク岩手サマー・ウインターキャンペーン、給与振込特典」

令和6年6月~7月及び11月~12月の期間、定期貯金・定期積金を対象としたキャンペーンを実施

また、令和7年1月~12月の期間、「給与振込特典」を新規で企画し、新たに給与振込口座をJAに ご指定いただき、JAバンクアプリとJAバンクアプリプラスの2つを「ご利用登録いただいた方」と 「その方をご紹介した方」に先着で電子マネーを進呈しております。さらに、給与振込口座をJAにご 指定いただいている全ての方を対象に、抽選で岩手県産農畜産物を進呈しております。







サマーキャンペーン

ウインターキャンペーン

給与振込特典

「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」

私たち岩手県信用農業協同組合連合会(以下「当会」といいます。)は、協同組合精神のもと地 域金融機関として、県内JAとともに金融サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、併せて 岩手の農業と地域社会の発展に貢献することを理念として掲げております。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関す る原則」を採択するとともに、利用者のみなさまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組 方針を設定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運 営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さまへの最適な商品提供

(1) 当会では、長期投資に適した投資信託の厳選し た商品ラインアップ(JAバンクセレクトファンド) により、社会情勢やお客さまの多様なニーズにお応 えするための商品をご提供しております。また、当 会では農林中央金庫がJAバンクセレクトファンドを 対象に半期ごとに実施している定期モニタリングの 評価を参考とし、お客さまのニーズに合った商品を 取り入れております。なお、パフォーマンスが芳し くない場合は取り扱いを行わない等、各種規程類、新 規商品・新規業務等検討委員会で商品ラインアップ の見直しを行うこととしております。なお、当会は、 金融商品の組成に携わっておりません。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 当会では、「適合性の原則」に基づき、お客さま の金融知識・投資経験・財産状況及び投資目的に照 らし、ご意向確認書等の活用によりお客さまと十分 に対話をしたうえで、ニーズに沿った適切な商品を ご提案します。また、お客さまの最適な資産形成の ため税制優遇制度「NISA」や「iDeCo」等を取り扱い、 長期・積立・分散投資を推奨いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、「資産運用ガ イダンス」や「セレクトファンドマップ」等を活用 し、取扱ファンドの特徴、購入後の元本が保証され ないリスク等に関して分かりやすくご説明し、お客 さまの購入ファンド絞込みが少しでも容易になるよ う心掛けます。また、お客さまにご負担していただ く手数料に関しても目論見書等を活用し、丁寧かつ 分かりやすいご説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) 当会では、商品内容や重要情報を分かりやすく ご提供することを目的とした「重要情報シート」を 活用してご説明しております。また、お客さまへの 商品提供や情報提供にあたり、お客さまの利益を不 当に害することがないように、「利益相反管理方針」 に基づき適切な管理を行います。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の 育成と態勢の構築

(1) 当会では、お客さま本位の業務運営を実現する ための態勢を構築するため、各種研修の受講や勉強 会の実施、FP資格の取得に取り組みます。

SDGs(持続可能な開発目標)の取り組み

当会は、協同組合精神のもと、「岩手の農業と地域経済の発展に貢献」「安定的で健全な経営」「信用・奉仕・創造」の経営理念に基づき、事業活動を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

なお、次項からの地域密着型金融への取り組み及び文化的・社会的貢献活動において、SDGsの目指すべきゴールを示したアイコンを記載しております。

SUSTAINABLE GOALS







































SDGs(持続可能な開発目標)とは

Sustainable Development Goalsの略

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンタ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標。17のゴール(目標)から構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

[地域密着型金融への取り組み]

JAの担い手金融リーダーと連携した各種取り組み

当会では、JAの担い手金融リーダーと連携し、 担い手農家や農業法人等のみなさまに対して、 幅広い金融サービスや相談対応を実施しており ます。

●担い手金融リーダーの育成と実践支援

JAの担い手金融リーダー等の人材育成に向 け、計画した各種研修会の実施に加え、担い手 金融リーダー協議会を通じた担い手コンサルテ ィング(財務分析、ヒアリング、ソリューショ ン提案)への取り組みや、農林中央金庫による 農業分野における人材育成施策(集合型研修)へ積 極的に参加し、知識やスキル向上に取り組みました。

●農業法人経営者セミナー・借入相談体験会

県内の農業法人等に向けた情報提供の一環として、県外 の農業法人経営者を講師に招き「第12回JAバンク岩手農 業法人経営者セミナー」を開催したほか、岩手県農協青年 組織協議会との更なる関係構築に向けた借入相談体験会を 各JAで開催しました。



「第12回 JA バンク岩手農業法人経営者セミナー」にて



「借入相談体験会」にて









マネジメントゲーム(MG)研修の開催



「マネジメントゲーム(MG)研修」にて

当会では、岩手県内の農業経営者の経営力向上及び担い 手金融リーダーのコンサルティング能力の向上を目的に、 マネジメントゲーム (MG) 研修を初めて開催しました。一 人一人が経営者となり、ゲームを通じて企業活動や資金繰 り・決算書作成を疑似的に体験することで、経営に重要な ポイントや考え方を学びました。







JAバンクアグリサポート事業

当会では、JAバンクアグリ・エコサポート基金が行っている農業振興や環境保全に貢献するJAバ ンクアグリサポート事業を活用し、次の2つの事業を中心とした活動を通じて、岩手の農業と地域社 会の貢献に取り組む活動を展開しております。

農業法人に対する支援

出資による自己資本増強を通じて、農業法人の更なる発展と円滑な事業承継を支援

●農業及び地域社会に貢献する取り組み

JA が行う食農教育等の活動に対し、教材本贈呈・助成・情報発信等を実施











JA バンク利子補給事業





JAバンク独自の制度として、営農にかかる運転資金や農業機械等の購入時にJAから資金をお借入いただいた方に対し、利子補給を実施しております。利子補給は最大1%、最長で5年間です。





「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」及び「JAバンク利子補給事業」のPR活動

当会では、担い手農家や農業法人等のみなさまへの「JAいわてグループ農業担い手サポート事業」及び「JAバンク利子補給事業」の普及拡大を目的に、JAいわて花巻本店特設会場で開催された「JAいわてグループ農業機械フェア2024」及びツガワ未来館アピオで開催された「第77回岩手県全国農業機械実演展示会」でPR活動を行いました。







「第77回岩手県全国農業機械実演展示会」にて





農業資金相談への対応



「新農業人フェアinいわて」にて

当会では、岩手県農業公社が主催した「新農業人フェアin いわて」に農業資金相談ブースを出展し、新規就農を目指す方へ就農資金の情報提供・相談対応を行いました。





6次産業化への支援



「いわて食の大商談会2024」にて

当会では、農業・農林振興や6次産業化等に貢献するため、農業金融センターを中心に専門的な相談対応を行うとともに、岩手県等と「いわて食の大商談会2024」を主催し、ビジネスマッチングへの対応も行いました。









SDGs・みどりの食料システム戦略への対応



当会では、みどりの食料システム戦略が掲げる環境負荷低減農業の実現 に向けた対応力強化を図るため、株式会社 TOWING 及び関連団体と包括連 携協定を締結し、同社が製造・販売する高機能バイオ炭「宙炭(そらた

ん) | の県内農業者への普及推進に向け た取り組みを開始しました。

また、Jクレジット制度における「水 稲栽培における中干し期間の延長しにつ いて、県内JAグループと連携した取り 組みを展開しました。

中干し期間延長の取り組み











「アグリネットワーク2025青年の集い」の開催

当会では、仲間や先輩等との情報交換の場を提供し、レベルアップへと繋げることを目的に、若手 農業者や新規就農者を対象とした交流会を、岩手県農村青年クラブ連絡協議会、岩手県及び日本政策 金融公庫盛岡支店と共催で開催しました。

県内の農業従事者による意見発表やプロジェクト発表を行ったほか、ワークショップでは「岩手の 農業について語ろう!」をテーマに、若手農業者、行政関係者、金融機関職員がグループごとに多様 な視点から活発な意見交換を行い、有意義な集いとなりました。









金融円滑化に向けた取り組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、協同組織金融機関として、「健全な事業を 営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 会の最も重要な役割の一つ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」といいま す。) は、平成25年3月末を以って終了しましたが、金融円滑化法終了後も、金融円滑化に向けた基 本方針を継続しております。引き続き、お客さまからのお借入条件等のご相談やお申込みに柔軟に 対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営 改善への取り組みをご支援できるよう、お客さま本位の姿勢で丁寧かつ真摯に対応して まいります。 1

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表 した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。 当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに 即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努め てまいります。

[文化的・社会的貢献活動]

第42回岩手県U-11サッカー新人大会(JAバンク岩手 JAバンクカップ)



「JA バンク岩手 JA バンクカップ」にて

県内から83チームが参加し、各地で白熱した試合が繰り広げられました。参加者には県産牛乳を配布したほか、食育マンガ「ごはんをたべよう!」を制作・配布することで、岩手県のブランド米「銀河のしずく」のPRと、米を食べることの大切さを広く発信しました。



JA バンク岩手グラウンド・ゴルフ大会



「JAバンク岩手グラウンド・ゴルフ大会」にて

年金友の会会員を中心に、健康増進や地域間 交流・親睦、豊かな年金生活の支援を目的に約 200名参加のもと開催しました。



岩手県協同組合間提携協議会の取り組み

JA岩手県五連や県生協連、JF県漁連、県森連等10団体で構成する岩手県協同組合間提携協議会では、県内の協同組合が一体となり、組合員の経済生活の向上と組織の発展に寄与することを目的として提携活動を展開しております。

令和6年度は、昨年に引き続き釜石市尾崎半島の大規模林野火災跡地の森林復興に向けた植林活動 等を行いました。







無料年金相談会の実施

令和6年度は、6JA35店舗で社会保険労務士による無料年金相談会を開催し、これから年金を受け取る予定の方や既に年金を受け取っている方の変更に必要な手続き、働きながら受け取る年金の仕組み等について、多くのみなさまの相談に応じるとともに、各種手続きのお手伝いをいたしました。



産学官連携の取り組み

JAいわてグループでは、岩手県農業の振興を図ることを目的に、経営力の高い先進的な農業経営者を育成するため、岩手県、岩手大学と連携し、「いわてアグリフロンティアスクール(IAFS)」を運営しております。令和6年度は、認定農業者や後継者等29名が、アグリビジネスのプロフェッショナルである「アグリ管理士」を修得すべく、経営管理や農業生産管理、マーケティング等のカリキュラムを受講されました。

令和6年度までに延べ810名が受講し、当会職員4名を含む424名が「アグリ管理士」に認定されました。







JA バンク岩手食農教育応援事業



右:「岩手県教育委員会」駒込武志教育次長 左:「JAバンク岩手」荒木田裕樹理事長

子どもたちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、JAバンクで制作した補助教材本「農業とわたしたちのくらし」を岩手県教育委員会を通じ、県内266校の小学校5年生(特別支援学校含む)に12,812冊贈呈しました。

また、岩手県版食育教材本「いわての農業のなぜ?」を岩手県農協青年組織協議会と共同で制作し、県内小学校4年生と5年生に25,407冊贈呈しました。







地域行事への参加



「盛岡さんさ踊り」(令和6年8月)

身近で親しまれる地域金融機関となるよう、「盛岡さんさ踊り」をはじめとする地域行事に、地域の一員として積極的に参加し、地域のみなさまとの交流を大切にしております。



友信会活動



「友信会総会」にて

友信会は、当会と融資のお取引をいただいている各企業を会員とし、金融の円滑化を図ると同時に、会員相互の親睦交流・情報交換の場を提供することを目的として運営しております。令和6年度は「野球人生〜チャンスをものにする〜」をテーマにセミナーを開催しました。(会員数:102社 令和7年3月31日現在)





岩手県学校農業クラブ連盟大会への支援



「岩手県学校農業クラブ連盟大会」にて

農業高校で学ぶ高校生が日ごろの学習成果を披露する「岩手県学校農業クラブ連盟大会」(県学校農業クラブ連盟主催)において、「プロジェクト発表会」の各分野の最優秀賞受賞校に対し、「JAバンク賞」として賞状と副賞を授与し、将来の農業を担う生徒を後押ししております。









JA バンク岩手推進大会

令和6年8月7日、盛岡市内において、県内JA役職員約150名の参加のもと、「令和6年度JAバンク岩手推進大会」を開催しました。

JAバンク岩手中期戦略(令和4~6年度)では、持続可能な岩手の農業や、より豊かでくらしやすい地域共生社会の確立に向け、「農業・くらし・地域」における課題に対し、金融仲介機能を積極的に発揮していくためにJAバンク岩手中期戦略に掲げる各種重点項目の着実な実践に一丸となって取り組んでいくこととしていました。

本大会はこれを踏まえ、最終年度である令和6年度のJA役職員の目標必達意識の醸成・統一を図ることを目的に開催したものです。また、同大会において、令和5年度に優れた業績を挙げた県内JAの優績店舗等が表彰されました。



「令和6年度 JAバンク岩手推進大会」にて









各種協議会通常総会

JAバンク岩手渉外担当者協議会は、令和6年6月に通常総会を開催し渉外活動における意識統一を図るとともに、「環境マイスター」として活躍中の新津春子氏を講師に招き、仕事へのやる気と意欲の持続方法をテーマに講演会を実施しました。また、令和6年11月には投資信託・iDeCoを活用した資産形成、令和7年1月には生前の相続相談、2月には金融・経済の基礎知識に関する研修会を実施し、組合員・利用者のニーズに応えるためのスキルアップを図りました。



「JAバンク岩手渉外担当者協議会」にて



農作業支援の取り組み



県内農業法人での農作業風景

社会貢献活動の一環として、農業法人で人手が必要となる時期に職員を派遣し、農作業の支援を行いました。













左:「子どもの居場所ネットワークいわて」高野美恵子共同代表 右:「JA岩手県五連」伊藤清孝会長 JAいわてグループでは、地域の将来を担う子どもたちの健全な育成・支援を目的に、家庭から食品を持ち寄って、子ども食堂を運営する団体に米や缶詰等を寄贈しました。







障がい者福祉支援の取り組み



夢つむぎ城南にて販売している 自家焙煎珈琲

来客用に提供している珈琲は、社会福祉法人千晶会の夢つむぎ城南 (就労継続支援B型事業)で製造している自家焙煎の珈琲豆を使用し ております。利用者が「よろこび」と「生きがい」を得られるよう活 動支援を行っている事業所からの商品の購入を通じて、当会でも障が い者福祉を支援しております。





取扱業務のご案内

貯金業務のご案内26 	
- 融資業務のご案内28	
- 為替・証券業務のご案内⋯⋯⋯⋯⋯30	
その他サービスのご案内32 	
- 手数料のご案内33	3

● 取扱業務のご案内

貯金業務のご案内

会員及び地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしております。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的、期間、金額に併せてご利用いただいております。

また、岩手県の収納代理金融機関をはじめ、県内市町村の指定代理、収納代理金融機関としての役割を果たすとともに、日銀歳入金復代理店として各種税金等の収納事務を通じて、広くみなさまにご利用いただいております。



種類類	し く み と 特 色						
当 座 貯 金	小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。						
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。 公共料金等の各種自動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座として最適です。						
決済用普通貯金	普通貯金と同様に、出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただけます。公共料金等の各種 動支払い口座として、また、給与や年金の自動受取口座としてもご利用いただけます。なお、貯金保険制度によ 全額保護の対象となりますが、利息はつきません。						
貯 蓄 貯 金	金 個人の方にご利用いただけます。金利は10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円 上100万円未満、100万円以上の5段階の残高階層別金利でご利用いただけます。						
総合口座	普通貯金と定期貯金をセットし、一冊の通帳で「貯める」・「受取る」・「支払う」・「借りる」の機能を備えた口座です。別冊扱いで定期貯金または定期積金をセットすることもできます。普通貯金のお支払い金額が残高を超える場合は、お預入れ定期貯金または定期積金の90%(最高9,999千円)まで自動融資いたします。また、この総合口座に貯蓄貯金もプラスして1冊の通帳としてご利用いただくことも可能です。						
JA教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。						
JA結婚子育て資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。						
成年後見支援貯金 (普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。						
成年後見支援貯金無利息型(決済用普通貯金)	個人の方で家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。なお、貯金保険制度による全額保護の対象となりますが、利息はつきません。						

	種類類	し く み と 特 色
定期貯金	期日指定定期貯金	個人の方にご利用いただけます。預入金額は、1円以上300万円未満で、預入期間は最長3年です。 利息は1年ごとの複利計算となり、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	スーパー定期貯金	預入金額は1円以上300万円未満と300万円以上の2種類で、各預入金額帯の預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と、1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が3年以上の定型方式の利息は、6か月ごとの複利計算となります。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
	自由金利型定期貯金	預入金額は、1,000万円以上からで大口の資金運用に適した貯金です。預入期間は1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年の定型方式と1か月を超え10年未満までの間に満期日を指定できる期日指定方式をご利用いただけます。 預入期間が2年以上の定期貯金は、1年ごとに利息(中間払利息)をお受け取りできます。 金利は、お預けいただいた時点の金利情勢により決めさせていただきます。
定期貯金	変動金利定期貯金	預入金額は1円以上からで、預入期間は1年、2年、3年をご利用いただけます。 お預け入れ日から6か月ごとにその時点の金利情勢によって金利が変動する貯金です。
積立型	定期積金	払込金額は1,000円以上からで、積立期間は6か月以上10年までの間でご利用いただけます。 毎月一定の額を積立する定額式と、満期受取額をお決めいただき毎月積立する目標式をご利用いただけます。 また、契約期間を2〜10年とし、毎年満期金額をお受け取りできる満期分散式もご利用いただけます。
立型貯金	積立式定期貯金	積立金額は1円以上からご利用いただけます。 満期日を特に決めずに積立をする自由型、満期を設定の上、6か月~10年以下の期間で積立を行う目標型、また12 か月以上積立を行い、20年以内の期間で定期的に満期金を受け取る年金型をご利用いただけます。
	一般財形貯金	お勤めの方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、預入期間は3年以上です。なお、使いみちは自由です。 期日指定定期貯金で運用いたします。
財形貯金	財形住宅貯金	お勤めの方の住宅取得や増改築を目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金で運用いたします。 財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
金	財形年金貯金	お勤めの方の老後の年金資金づくりを目的とする貯金で、お申込み時に55歳未満の方にご利用いただけます。預入金額は1円以上からで、積立期間は5年以上とし期日指定定期貯金、スーパー定期貯金で運用いたします。 年金として定期的に受け取る時期は60歳以降とし、その受取期間は5年以上20年以内となります。 財形住宅貯金と合わせて元本550万円まで非課税扱いとなります。
通	知 貯 金	預入金額は50,000円以上からで、7日間据え置いていただく貯金とし、短期運用にご利用いただけます。 解約する場合は、お受取日の2日前までに予告いただく貯金です。
譲	渡性貯金	預入金額は1,000万円以上からで、預入期間は5年未満でお受取日を指定する貯金としてご利用いただけます。

※ 詳しくは、窓口へご相談ください。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. お客さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況 及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提 供を行います。
- 2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説

明は行いません。

- 4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

● 取扱業務のご案内

融資業務のご案内

当会では、豊富な資金量で、農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済を支える地元企業のみなさまにもさまざまな用途の資金をご用意し、農業の復興・地域社会の発展に寄与できるよう、幅広いご融資を積極的に行っております。

一般企業・個人事業主のみなさまには、事業の発展に必要な設備資金をはじめ、二一ズに合わせた運転資金及び季節資金等もご用意しております。

個人のお客さまには、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・マイカーローンから、ご利用・ご返済が手軽で便利なカードローン等、生活資金としての各種ローンをご用意しております。



[農業関連向けご融資]

- 4	「辰木内圧円がて限長」										
融資の種類			資金のお使いみち等	ご融資金額 ご融資		保証及び担保					
アグリマイティー 資 金			当会の会員のみなさま及び農業を		短期資金 1年以内 長期資金 原則10年以内 ただし、対象事業に 応じ最長20年以内	原則として、農業信用基金協会の保 証をご利用いただきます。また必要 に応じて不動産を担保提供していた だく場合もございます。					
	受託貸付業	務	日本政策金融公庫の各種資金の受託業務貸付を取扱いしております。								
í	農業近代 資	化金	農業者等のみなさまに対して、長期かつ低い金利で農業機械等の 購入、設備投資にご利用いただけます。	事業費の80%から100% 以内	事業種類により 15年以内 (据置期間含)	原則として、農業信用基金協会の保 証をご利用いただきます。また必要 に応じて不動産を担保提供していた だく場合もございます。					
度資金貸付	度資金 農業経 受力 資 (スーパーS資	営進金金金	認定農業者のみなさまに対して、 農業経営に必要な運転資金とし てご利用いただけます。	原則として、 個人 5百万円 (畜産、園芸等20百万円) 以内 法人 20百万円 (畜産、園芸等80百万円) 以内	1年以内	原則として、農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、必要に応じて不動産を担保提供していただく場合もございます。					
	その他制 資	度金	災害対策資金等があります。								

[個人向けご融資]

融資の種類	資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間	保証及び担保						
マイカーローン	自動車等の購入、修理、車検、運転免 許取得費用等にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	6か月以上 15年以内	保証機関の保証をご利用いただき ます。						
マイカーローン (残価設定型)	自動車購入及び購入に付帯する諸費 用にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	3年または5年	保証機関の保証をご利用いただき ます。						
教育ローン	入学金、授業料、学費、アパートの 家賃等、就学されるご子弟の教育に 関する全ての資金にご利用いただけ ます。	10万円以上 1,000万円以内	据置期間を含め 最長15年以内	保証機関の保証をご利用いただき ます。						
カードローン	生活に必要な一切の資金にご利用い ただけます。	10万円以上 500万円以内	1年(自動更新)	保証機関の保証をご利用いただき ます。						
住宅ローン	住宅の新築・増改築及び土地の購入、 他金融機関からのお借換えにご利用 いただけます。	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 50年以内	ご融資対象の土地・建物の担保が 必要です。また、保証機関の保証 をご利用いただきます。						
リフォームローン	住宅の増改築、バリアフリー工事及 び介護機器購入、太陽光発電、耐震 強化工事資金等にご利用いただけま す。	10万円以上 1,500万円以内	6か月以上 20年以内	保証機関の保証をご利用いただき ます。						
フリーローン	生活に必要な一切の資金にご利用い ただけます。 ただし、負債整理資金等は除きます。	10万円以上 500万円以内	6か月以上 10年以内	保証機関の保証をご利用いただき ます。						
受託業務貸付	日本政策金融公庫等の各種資金の受託業務貸付を取扱いしております。									

(※) 1. このほかにも、保証会社との提携ローン等、各種資金をご用意しております。詳しくは、窓口へご相談ください。 2. 上記は商品概要を記載したものであり、商品の詳細については窓口へお問い合わせください。

(令和7年6月30日現在)

[融資商品をご利用にあたっての留意事項]

ご紹介した前記融資商品の一部には、貸付実行後、市場金利の動向によっては当初ご契約した貸付利率が変更される変 動金利型の商品がございます。

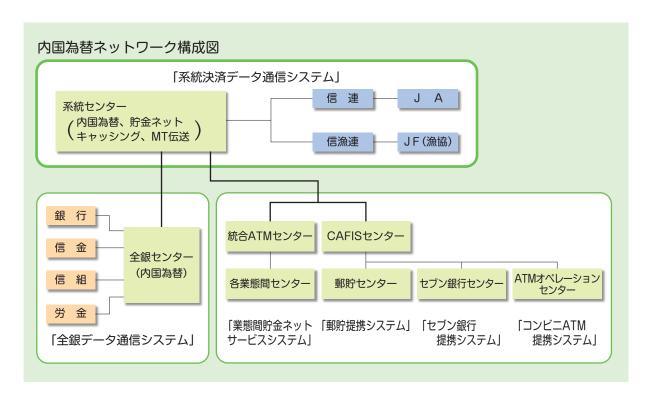
ご利用にあたりましては、十分ご留意されますようお願い申しあげます。

● 取扱業務のご案内

為替・証券業務のご案内

[為替業務]

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、銀行や信用金庫等の各店舗と為替網(ネットワーク)で結び、当会の窓口を通して全国のどこの金融機関にも「振込」、手形、小切手等の「代金取立」等が安全・確実・迅速にできる内国為替業務を取扱いしております。



[国債・投信販売業務]

種類	内 容
国債	国が発行する債券である国債については、長期利付国債(10年)、中期利付国債(5年・2年)、個人向け国債(10年・5年・ 3年)の窓口販売を行っております。
投資信託	投資信託については、投資目的、投資経験やリスク許容度に応じて商品選択できるよう、日本国内外の債券、株式、不動産 等、様々なファンドの窓口販売を行っております。また、NISA(少額投資非課税制度)の取扱いもしております。

- (※) 1. 詳しくは、窓口へお問い合わせください。
 - 2. NISA は成長投資枠は年間240万円、つみたて投資枠は年間120万円、最大1,800万円(成長投資枠のみは最大1,200万円)までの投資について、運用益(売却益・分配金等)が非課税になります。



[iDeCo(個人型確定拠出年金)]

税制上の優遇措置を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる個人型確定拠出年金の取扱いをしております。20歳以上65歳未満の方がご加入いただけます。掛金額は、月額5,000円以上1,000円単位で設定できます。





● 取扱業務のご案内

その他サービスのご案内

全国のJAでの貯金の出し入れや銀行・信用金庫・コンビ二等でも現金の引き出しのできるキャッシュサービスをはじめ、 様々なサービスに努めております。

種類	特 徵
JAキャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・農林中金・銀行・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・コンビニATM等(セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行ATM)で現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。 全国のJA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・コンビニATMでは、現金のお預入れもご利用いただけます。当会のATM(現金自動預入・支払機)では為替振込もご利用いただけます。また振込カードの発行もいたしております。 現在は「ICチップ」を搭載してセキュリティを強化したICキャッシュカードを発行しております。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振込指定日忘れの ご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。 振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要なときにお引き出しいただけます。
各種自動支払サービス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、高校諸会費等、各種クレジット代金等、お客さまのご 指定いただいた普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいたしますので、払込のわずら わしさがなくなります。
クレジットカードサービス (JA カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事等のお支払いはもちろん、ネットショッピング、公共料金、税金等、幅広いシーンでのお支払いにご利用いただける、安心・便利なカードです。 JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取扱いしております。
振 替 サ ー ビ ス	収納企業(委託者)に代わって集金業務を行うとともに処理結果を提供できるサービスです。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を有利な定期貯金または貯蓄貯金に振り替えて運用するサービスです。
定時自動送金	毎月一定額を貯金口座から自動引落のうえ、受取人口座に自動振り込みします。
デビットカードサービス	当会が発行する通常のキャッシュカードで、デビットカード加盟店において、お買い物やサービス等の 代金精算ができる便利なサービスです。 お客さまの口座から即時に代金を引き落とす「即時決済」となります。
JAネットバンクサービス (個 人)	窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、 平日・休日を問わず、残高照会や振込の各種サービスがご利用いただけます。
法人JAネットバンクサービス (法 人)	窓口やATMに出向くことなく、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンから、平日・休日を問わず、残高照会、総合振込、給与振込等の各種サービスがご利用いただけます。
ファームバンキングサービス (法 人)	窓口に出向くことなく、お客さまのパソコンと当会のコンピュータを通信回線で接続することにより、 残高照会や振込・振替等の各種サービスがご利用いただけます。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式) (法人)	高い安全性と高速通信を実現した次世代のファイル伝送サービスです。職場のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与振込、口座振替等の各種サービスがご利用いただけます。
家計簿サービス	毎月1回の家計簿集金日を事前に窓口で指定しておけば、月ごとの入出金合計や5大公共料金の合計金額を自動集計し、通帳に表示します。
マルチペイメントネットワークサービス	税金や各種公共料金のお支払いを、お客さまのパソコンや携帯電話を使って、ご自身の口座から引落し、 支払先に納めることができるインターネットを使った電子決済サービスです。 なお、本サービスのご利用には、JAネットパンクのご契約が必要となります。
JAバンクでんさいサービス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)が取り扱う電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用には、「法人 JA ネットバンク」のご契約が必要です。

● 取扱業務のご案内

手数料のご案内

【内国為替手数料】

種類 医分	県内JAあて		他金融機関あて				
振込手数料	窓口	550円	窓口	880円			
胍 丛 士 奴 科	ATM(当会カード)	330円	ATM(当会カード)	550円			
代金取立手数料	電子交換			880円			
10 並 以 立 于 致 科	個別取立	1,100円					

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和7年6月30日現在)

[貯金ネットサービス取扱手数料]

●当会のキャッシュカードをご利用の場合

5	利用ATM	JA バンク	JFマリ:	ンバンク	セブン	セブン銀行 ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		コンビニ(※1)		その他の金融機関(※2)													
時間帯等取引種類		入金 出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金											
	8:00 ~ 8:45				220円	220円	220円	220円		110円	220円	220円													
平 日	8:45 ~ 18:00				110円	110円	110円	110円		無料	110円	110円		手数料は											
	18:00 ~ 21:00		ご利用で きません	ご利用で きません	ご利用で無きません	ご利用で きません	ご利用で きません	ご利用で きません	ご利用できません無料	ご利用で きません	_	で無料	220円	220円	220円	220円	~110	110円	220円	220円	~100-2	ご利用の 金融機関			
	8:00 ~ 9:00	無料									きません		220円	220円	220円	220円	ご利用で きません		220円	220円	と利用じ	・ 正献候関			
土曜日	9:00 ~ 14:00											C & C / V	28270	C & C/V			270	110円	110円	110円	110円	28270	110円	110円	110円
	14:00 ~ 17:00										220円	220円	220円	220円			220円	220円		す。					
日曜・祝日	日曜・祝日・その他時間帯				220円	220円	220円	220円		110円	220円	220円													

- (※) 1. ローソン銀行及びイーネット(ファミリーマート他)のATM

 - 2. オンライン提携 (MICS) 銀行 3. 上記手数料は、現金にて入出金する場合の金額です。
 - 4. ATM稼働時間は、それぞれの金融機関にご確認ください。
 - 5. 12月31日はその曜日に該当する手数料となりますが、コンビニATM提携については日曜・祝日に該当する手数料となります。
 - 6. 1月2日及び1月3日は日曜・祝日に該当する手数料となります。

●当会のATMをご利用の場合

キャッシュカード種類		JA バンク	JFマリン	ノバンク	セブン銀行	ゆうちょ銀行		三菱UFJ銀行		その他の金融機関														
時間帯等	引種類	入金 出金	入金	出金	入金 出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金													
8:00 ~	3:45						220円		110円		220円													
平 日 8:45 ~ 1	3:00	無料	ご利用できません				110円		無料		110円													
18:00 ~ 2	1:00			ご利用で 無料	ご利用で 無料 きません	ご利用で きません	ご利用で 無料 きません	ご利用で 無料	ご利用で 無料 きません	4001401	राग ्राभा	ご利用で 無料 きません	ご利用で 無料	ご利用で 無料	ご利用できません	ご利用で	220円	ご利用で	110円	ご利用で	220円			
→ □ 9:00 ~ 1	9:00 ~ 14:00									きません ****	きません				きません	こが用いるません	きません	110円	きません	110円	きません	110円		
土曜日 14:00~1	7:00																							
日曜・祝日・その他時	間帯						220円	110円	110円		220円													

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和7年6月30日現在)

(令和7年6月30日現在)

[JAネットバンク/法人JAネットバンク/ファームバンキング/JAデータ伝送(ADP)サービス手数料]

	JAネットバ	JAネットバンク		無料		
	ファームバンキング 法 人 JA ネットバンク (基本サービスのみ)		1,100円(月額)			
利 用 手 数 料 (1 契 約 に つ き)	法 人 JA ネ ッ ト バ ン ク (基本サービス+データ伝送サービス)		3,300円(月額)			
	JA データ伝送 (ADP) (使用回線	Connecure	22.000	□ (日痴)	
			LGWAN	22,000円(月額)		
			全銀VALUX	4,400円(月額)		
	JAネットバンク			自店あて	無料	
振 込 手 数 料				県 内 JA あ て	110円	
			他行あて	220円		
	法 人 JA ネ ッ ト バ ン ク フ ァ ー ム バ ン キ ン グ JA デ ー タ 伝 送 (ADP)		自店あて	無料		
				県 内 JA あ て	220円	
				他行あて	440円	

(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和7年6月30日現在)

[JAバンクでんさいサービス手数料]

●月額利用料

無料

●主なお取引利用料

〈法人JAネットバンクを通じたご依頼〉

JAバンクでんさいサービスは、法人ネットバンクを利用したご依頼となります。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・支払等にかかる記録手数料	330円

(令和7年6月30日現在)

〈書面でのご依頼〉

お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合の手数料です。

お取引内容	1件あたり手数料
発生・譲渡・分割・変更・保証・支払等にかかる記録手数料	550円

(注) 1. 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和7年6月30日現在)

2. その他のお取引手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。

[両替手数料]

窓口扱い	両替枚数	金額
	20枚以下	無料
	21枚以上500枚以下	550円
	501枚以上1,000枚以下	1,100円
	以降500枚ごと	550円を加算

(令和7年6月30日現在)

[その他の主な手数料]

店内振込手数料	1件につき	550円	
小切手帳交付手数料	1冊につき	2,200円	
手形帳交付手数料	1冊につき	2,200円	
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,100円	
	定例発行	440円	
残高証明発行手数料	都度発行	660円	
	監査法人向け	3,300円	
未利用口座管理(※)	1口座につき	1,320円(年額)	
取引明細書発行	1通につき	2,200円	
各種証明書等再発行	1通につき	550円	
上記以外の発行	1通につき	1,100円	
国債保護預かり口座管理手数料	1口座につき(年額)	無料	
個人情報開示請求等手数料	1件につき	1,100円	

⁽注) 上記手数料には消費税相当額が含まれております。

(令和7年6月30日現在)

^{※)} 令和3年10月1日以降に開設された口座(普通・貯蓄)で、最終異動日から2年以上取引がなく残高1万円未満のものが対象となります。



財務内容のご報告

財務諸表36
役員等の報酬体系⋯⋯⋯⋯⋯⋯52
経営指標54
損益の状況······55
貯金業務の状況58
貸出金業務の状況59
有価証券等の状況64
- 為替・受託貸付金業務の状況·····67
自己資本比率の状況(単体)68

財務諸表

[貸借対照表]

	. 具 旧 刈 宗 衣 」 						
	科	目		(令和6年3月31日)	(令和7年3月31日		
(資 産	の部)				
現			金	287	261		
預	け		金	488,610	452,152		
系	統預	け	金	488,354	451,895		
系	統外	預け	金	256	256		
買	入 金	銭債	権	511	486		
金	銭の	信	託	1,841	1,821		
有	価	証	券	181,392	170,482		
国			債	73,598	77,783		
地	方		債	3,783	8,205		
社			債	54,463	40,038		
外	国	証	券	29,157	26,484		
株			式	5,688	5,935		
受	益	証	券	14,700	12,034		
貸	出		金	147,393	130,518		
手	形	貸	付	11,371	255		
証	書	貸	付	103,410	100,207		
当	座	貸	越	17,334	17,834		
金	融機	関 貸	付	15,278	12,221		
そ	の他	資	産	1,984	1,917		
従	業員	貸付	金	35	29		
差	入 保	証	金	342	342		
仮	払		金	272	44		
そ	の他	の資	産	671	661		
未	収	収	益	651	825		
未	決 済	為 替	貸	10	14		
有于	形 固	定資	産	248	237		
建			物	65	60		
土			地	158	157		
その	の他の有刑	形固定資	産	24	19		
無	形 固	定資	産	5	4		
ソ	フト	ウェ	ア	3	2		
その	の他の無罪	8固定資	産	2	2		
外	部	出	資	32,913	40,390		
系	統	出	資	32,055	39,532		
系	統 外	出	資	743	743		
子	会 社	等 出	資	114	114		
繰り	近 税	金 資	産	209	213		
債 犭	务 保	証 見	返	1,104	998		
貸	倒 引	当	金	△ 1,958	△ 1,785		
資源	童 の	部合	計	854,544	797,701		

				令和5年度	(単位:百万円) 令和6年度
	科	目			(令和7年3月31日)
(負 債	の音	形)		
貯			金	785,079	756,662
当	座	貯	金	9,634	11,606
普	通	貯	金	11,052	10,458
貯	蓄	貯	金	19	15
通	知	貯	金	26,310	25,650
别	段	貯	金	1,839	1,885
定	期	貯	金	736,116	706,954
定	期	積	金	107	92
借	F	Ħ	金	25,500	4,100
代	理業	務	勘定	3	0
そ	o f	也 負	負	1,018	1,201
未	払 法	人 秣	等	31	71
貯	金利子言	者税そ	の他	7	7
従	業員	預り	金	98	92
仮	Ş	艾	金	443	422
そ	の他	の負	. 債	0	1
未	払	費	用	400	587
前	受	収	益	6	6
未	決 済	為 替	告借	29	10
諸	引	当	金	2,274	2,269
相	互援員	助 積 🖸	立 金	1,860	1,860
賞	与 豆	当 当	金	30	31
退	職給付	寸 引 🗎	当 金	287	279
役	員退職層	慰労引	当金	28	35
特	例業務負	担金引	当金	67	60
債	務	保	証	1,104	998
負	債 の	部	合 計	814,979	765,231
(純資	産の	部)		
出	Ì	資	金	23,463	23,463
利	益	割 余	金	19,378	19,763
利	益	隼 備	金	8,904	9,158
そ	の他利	益剰	余金	10,474	10,605
Ī	事業基盤	強化積	立金	177	75
!	恃 別	積 立	金	7,121	7,121
Š	当期未如	11.分剰	余金	3,175	3,408
	(うち当	期剰余	金)	(1,268)	(643)
会	員 資	本:	合 計	42,842	43,226
その	他有価証	券評価	差額金	△ 3,277	△ 10,756
純	資 産 (の部	合 計	39,564	32,469
負債	及び純貧	資産の記	部合計	854,544	797,701

[損益計算書]

West Microscopy Sept Sept Sept Microscopy Sept Sep	科 目	令和5年度	(単位・日ガウ) 令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
第 金 選 用 収 益		(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	
資田 金 利 息			
刊 分 金 利 息		· ·	(
その他 受入利息 (2,321) (2,746 (うち受取発励金) (2,321) (2,746 (うち受取発励金) (40) (一) (うち受取特別配当金) (40) (一) (うち受取特別配当金) (40) (一) (うち受取特別配当金) (2) (2) 役 務 取 引 等 収 益 79 74 受入 36 等 数 料 19 17 その他の受入手数料 60 57 その他 事業 収 益 532 13 交 収 助 成 金 25 1 10 9 日 慎等 做 形 形 3		i i	
その他受入利息 (うち受取特別配当金) (うち受取特別配当金) (うち受取特別配当金) (10) (うち受取特別配当金) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2		i	
(うち受取转別配当金) (2,743) (2,743) (うち受取特別配当金) (40) (一) (うち受取な時間配当金) (2) (2) 役 務 取 別 等 収 益 79 71 71		· ·	
(うち受取特別配当金) (うち受取特別配当金) (うち受取特別配当金) (うち受取特別配当金) (うち受取 財 等 収 益 79 74 交 人 為 善 子 数 料 19 17 74 交 人 為 善 子 数 料 19 17 75 74 52 13 75 76 10 億 事 業 収 益 25 13 25 13 25 14 数 60 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			
(うも買入金銭情報利息) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) 務 取 別 等 収 経 79 74		The state of the s	
世帯取引等収益			
受入 為 替 手 敦 料 60 577 その他の受入手 数 料 60 577 その他の受入手 数 料 60 577 その他の受入手 数 料 60 577 その他 地 素 収 統 5322 133 受 取 助 成 金 10 9 9 日		!	
その他の受入手数料 532 13		i	
その他事業収益 10 9 9 日間(等) (保券売却益 25 1 1 分		i	
受取助成金 国債等債券売却益		i	
国債等债券売却益		i	
受取出資配 496 2 その他維管収益 775 743 負別引金及尺入縫 629 86 信期債権取立益 0 0 株式等売却経 20 573 金銭の信託運用益 50 39 その他の経常収益 75 43 経費用 5,230 5,725 資金調達費用 3,451 3,701 財産金利息 - 65 322 2 その他の技利息 - その他支払利息 3,385 3,356 (うち支払契助金) (3,385) (3,385) (後 新収 到等費用 19 13 支払為替手数料 4 4 その他の変和刃等費用 1 1 その他の変和刃勢費用 1 1 その他の事業業費用 519 768 支払助成金 120 162 国債等債券売却損 398 605 経費 1,207 1,237 人件費費 614 641 物件費 33 34 その他の経常費用 2 3 経費 1 31 その他の経常費用 <td< th=""><th></th><td>i</td><td>•</td></td<>		i	•
その他経常収益 629 86 626 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 86 626 829 829 829 829 829 829 829 829 829 829			
		496	
償 封 債 権 収 立 益 0 0 0 0 大73 金 数の信託運用益 50 39 39 その他の経常収益 75 43 43 43 48 常 費 用 5,230 5,725 43 43 43 43 45 43 43 45 43 45 45 45 45 45 45 46 5,725 43 48 46 46 46 46 46 46 46 46 46 47 48 48 48 48 48 48 48 48 49 48 49 48 49 44 42		i i	
株 式 等 売 却 益			
金銭の信託運用益 50 39 43 43		i	
その他の経常収益 75 43 経 常費用 5,230 5,725 資金 測達費用 3451 3,701 貯金 利息 65 322 譲渡性貯金利息 - 22 その他支払利息 3,385 3,356 () ち支払奨励金) (3,385) (3,356) 役務取引等費用 19 13 支払為替手数料 4 4 その他の投務取引等費用 1 1 その他の投務取引等費用 1 1 1 その他の投務取引等費用 1 1 1 その他の投務取引等費用 1 1 1 その他の投務取引等費用 1 120 162 国債等债券売却損 398 605 経 費 1 20 162 国債等债券売却損 398 605 605 税 費 51 556 641 641 物 件 費 551 556 641 33 34 3 本 の 他 費 551 556 641 34 3 3 基準 第 <th></th> <td>i i</td> <td></td>		i i	
経常費用 5,230 5,725 資金調達費用 3451 3,701 貯金利息 65 322 譲渡性貯金利息 - 22 その他支払利息 3385 3336 (うち支払奨励金) (3385) (3385) 役務取引等費用 19 13 支払為替手数料 4 4 その他の投務取引等費用 1 1 その他の投務取引等費用 1 1 その他の投務取引等費用 1 1 大の他の投務取引等費用 1 1 大の他の投務取引 398 605 経費 1,207 1,237 人件費費 614 641 物件費 551 556 税 41 39 その他経常費用 2 3 株式等売売却損 2 3 株式等売売却損 2 3 経費用 1,362 829 特別利益 1,362 829 特別利益 0 0 減減損失 0 0 協議 4 0 0 減減 4 4 0 0 高級 4 1 3 3 本 0 0 0 0 固定資産 2 0		i	•
資金調達費用 3,451 3,701 貯金利息 65 322 譲渡性貯金利息 - 22 その他支払利息 3,385 3,356 (うち支払奨励金) (3,385) (3,385) 役務取引等費用 19 13 支払募替手数料 4 4 その他の後務取引等費用 1 1 その他の後務取引等費用 1 1 その他事業費用 120 162 国債等債券売却損 398 605 経 費用 1,207 1,237 人件費費 614 641 物件費 551 556 税 41 39 その他の経常費用 2 3 株式等売却損 2 3 をの他の経常費用 2 3 株式等売却損 2 3 をの他の経常費用 2 3 株式等売却損 2 3 をの他の経常費用 2 3 経常別 1,362 829 特別 4 0 0 固定資産処分損 0 0 0 固定資産処分損			
貯金利息 65 322 譲渡性貯金利息 - 22 その他支払利息 3,385 3,356 (うち支払奨励金) (3,385) (3,356) 役務取引等費用 19 13 支払為替手数料 4 4 その他の役務取引等費用 1 1 その他の後務取引等費用 1 1 その他事業費用 519 768 支払助成金 120 162 国債等债券売却損 398 605 経 費 614 641 物件費 551 556 税 41 39 その他経常費用 3 3 株式等売却損 3 3 その他の経常費用 3 3 その他の経常費用 3 3 その他の経常費用 1,362 829 特別利益 1,362 829 特別利益 0 0 国定資産处分益 - 0 国定資産处分益 - 0 財債 0 0 国定資産处分益 - 0 国定資産处分益 - 0 <th></th> <td>5,230</td> <td></td>		5,230	
 譲渡性貯金利息 一名 その他支払利息 3385 3386 605 2 かんの他の支払手数料 1 1 1 1 1 1 2 かん他事業費用 519 768 支払助成金 120 162 140 140 141 144 139 その他経常費用 34 33 その他の経常費用 30 41 39 その他の経常費用 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 4 5 6 7 0 0<			
その他支払利息 (3,385) (3,356) (6) ち支払與励金) (3,385) (3,385) (3,356) (2) 務取引等費用 19 13		65	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
(うち支払奨励金) 役務取引等費用 19 13 支払為替手数料 4 4 4 その他の支払手数料 13 7 その他の役務取引等費用 1 1 1 その他事業費用 519 768 支払助成金 120 162 国債等债券売却損 398 605 経 費 1,207 1,237 人件費 614 641 物件費 551 556 税 41 39 その他多経常費用 2 3 株式等売却損 31			
(投 務 取 引 等 費 用		·	
支払為替手数料 4 その他の支払手数料 13 その他の役務取引等買用 1 支払助成金 120 宣債等债券売却損 398 経 費 力 614 物件費 551 が 41 39 41 その他経常費用 34 その他の経常費用 2 その他の経常費用 3 本式等売却損 2 その他の経常費用 2 3 3 経常利益 1,362 財別利益 - 日定資産処分益 - 内 0 固定資産処分損 0 の 0 財債集 0 人税等調整額 13 13 △4 法人稅等調整額 13 1,268 643 当期利金 1,268 643 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72		The state of the s	
その他の支払手数料 13 7 その他の役務取引等費用 1 1 その他事業費用 519 768 支払助成金 120 162 国債等债券売却損 398 605 経 費 1,207 1,237 人件費 614 641 物件費 551 556 税 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産处分益 - 0 特別利失 0 0 減損損失 0 0 減損損失 0 0 減損損失 0 0 減損損失 0 0 洗入税等調整額 13 △4 法人稅等調整額 13 △4 法人稅等 93 186 当期前緩緩緩 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			
その他の役務取引等費用 1 1 768 その他事業費用 519 768 支払助成金 120 162 国債等債券売却損 398 605 経 費 1,207 1,237 人件費 614 641 物件費 551 556 税 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常費用 2 3 経常費用 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産处分益 - 0 特別與失 0 0 被引前 当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等額整額 13 △4 法人税等 高計 93 186 当期 剩余金 1,268 643 当期首線 越剩,余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		i contract of the contract of	i
その他事業費用 519 768 支払助成金 120 162 国債等債券売却損 398 605 経 費 1,207 1,237 人件費 614 641 物件費 551 556 税 金 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別損失 0 0 固定資産処分損 0 0 減損損失 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人稅、住民稅及び事業稅 80 191 法人稅等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越利余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		The state of the s	
支払助成金 120 162 国債等債券売却損 398 605 経 費 1,207 1,237 人件費 614 641 物件費 551 556 税 金 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経幣利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別損失 0 0 固定資産処分損 0 0 減損損失 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等調整額 13 △4 法人税等自計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期前緩緩緩緩後 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		i	
国債等債券売却損 398 605 経 費 1,207 1,237 人 件 費 614 641 物 件 費 551 556 税 金 41 39 そ の 他 経 常 費 用 34 3 株 式 等 売 却 損 31		i	(
経 費 1,207 1,237 人 件 費 614 641 物 件 費 551 556 税 金 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 財務 0 0 財務 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税、等調整額 13 △4 法人税等調整額 13 △4 法人税等額 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期前緩越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		i i	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e
人 件 費 614 641 物 件 費 551 556 税 金 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 財損失 0 0 税引前发展 4 1,362 329 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税、等調整額 13 △4 法人税等調整額 13 △4 法人税等額整額 13 △4 法人税等額整額 13 △4 法人税等額 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剰余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		The state of the s	•
物 件 費 551 556 税 金 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経 常 利 益 1,362 829 特別利益 - 0 財務 0 0 1,362 829 法人税,住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期利余金 1,268 643 当期首繰越剰余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		1,207	1,237
税 金 41 39 その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別損失 0 0 固定資産処分損 0 0 機引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等高計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剰余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		i	
その他経常費用 34 3 株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別損失 0 0 固定資産処分損 0 0 減損損失 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等高數整額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		551	
株式等売却損 31 - その他の経常費用 2 3 経常利益 1,362 829 特別利益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別損失 0 0 固定資産処分損 0 0 機引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等高數額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			
その他の経常費用 2 3 経 常 利 益 1,362 829 特別 利 益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別 損失 0 0 固定資産処分損 0 0 減損損失 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等 調整額 13 △4 法人税等 高計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			3
経 常 利 益 1,362 829 特 別 利 益 - 0 固定資産処分益 - 0 特 別 損 失 0 0 固定資産処分損 0 0 0 減 損 損 失 0 0 0 税 引 前 当 期 利 益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法 人 税 等 調 整 額 13 △ 4 法 人 税 等 合 計 93 186 当 期 剰 余 金 1,268 643 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			_
特別 利益 - 0 固定資産処分益 - 0 特別 損失 0 0 固定資産処分損 0 0 減損 長 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等調整額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			
固定資産処分益 - 0 特別損失 0 0 固定資産処分損 0 0 減損損失 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等高額整額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		1,362	
特別 損失 0 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		_	i
固定資産処分損 0 0 減損損失 0 0 税引前当期利益 1,362 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		-	
減 損 損 失 0 0 税 引 前 当 期 利 益 829 法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税 等 調 13 △4 法人税 等 合 計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			
 税 引 前 当 期 利 益 1,362 829 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 80 191 法 人 税 等 調 整 額 13 △ 4 法 人 税 等 合 計 93 186 当 期 剰 余 金 1,268 643 当 期 首 繰 越 剰 余 金 1,834 2,663 事業基盤強 化 積 立 金 取 崩 額 72 101 		i contract the second s	i
法人税、住民税及び事業税 80 191 法人税等調整額 13 △4 法人税等商計 93 186 当期剰余金 1,268 643 当期首繰越剰余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			
法人税等調整額 13 △4 法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101			
法人税等合計 93 186 当期剩余金 1,268 643 当期首繰越剩余金 1,834 2,663 事業基盤強化積立金取崩額 72 101		-	
当期期余金1,268643当期首繰越剰余金1,8342,663事業基盤強化積立金取崩額72101			÷
当期首繰越剰余金1,8342,663事業基盤強化積立金取崩額72101			
事 業 基 盤 強 化 積 立 金 取 崩 額 72 101			
当 期 未 処 分 剰 余 金 3,175 3,408			
	当期未処分剰余金	3,175	3,408

[キャッシュ・フロー計算書]

科 目	令和5年度	(単位:白万円) 令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	121HO LIX	DINC 1/2
税引前当期利益	1,362	829
減価償却費	10	12
減損損失	0	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 688	△ 172
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 19	$\triangle 7$
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	△ 27	1
資金運用収益	△ 5,205	△ 5,723
資金調達費用	3,451	3,701
有価証券関係損益(△は益)	404	6
金銭の信託運用損益(△は運用益)	△ 50	△ 39
固定資産処分損益(△は益)	0	△ 0
貸出金の純増(△)減	2,191	16,874
預け金の純増(△)減	26,000	20,469
貯金の純増減(△)	△ 25,405	△ 28,416
借用金の純増減 (△)	△ 6,100	△ 21,400
コールローン等の純増(△)減	28	24
資金運用による収入	5,216	5,597
資金調達による支出	△ 3,452	△ 3,523
事業分量配当金の支払額	△ 150	△ 200
その他増減	326	193
小計	△ 2,105	△ 11,772
法人税等の支払額	△ 87	△ 150
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,193	△ 11,922
2投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 10,982	△ 25,803
有価証券の売却による収入	10,996	21,719
有価証券の償還による収入	8,275	7,527
固定資産の取得による支出	△ 21	△ 0
固定資産の売却による収入	△ 0	0
外部出資による支出	△1	△ 7,477
外部出資の売却等による収入	1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,266	△ 4,033
3財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	-	$\triangle 0$
出資配当金の支払額	△ 58	△ 58
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58	△ 58
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	_	-
5 現金及び現金同等物の増加額	6,014	△ 16,015
6 現金及び現金同等物の期首残高	35,679	41,694
7 現金及び現金同等物の期末残高	41,694	25,679

【剰余金処分計算書】

(単位:百万円)

			(
令和5年度	令和5年度		
1 当期未処分剰余金	3,175	1 当期未処分剰余金	3,408
2 剰 余 金 処 分 額		2 剰 余 金 処 分 額	
(1) 利 益 準 備 金	254	(1) 利 益 準 備 金	129
(2) 出 資 配 当 金	58	(2) 出 資 配 当 金	_
(3) 事業分量配当金	200	(3) 事業分量配当金	_
3 次期繰越剰余金	2,663	3 次期繰越剰余金	3,279

(注) 1. 出資金の配当率は、次のとおりです。 令和5年度 0.25% 令和6年度 —

[注記表]

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券……・時価法(売却原価は移動平均法により 算定)
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は 移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式 及び関連法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により
 - ・その他有価証券……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を 採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年~50年

その他 5年~15年

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用 可能期間 (5年) に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見 込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部 署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査 定結果を監査しております。

② 相互援助積立金

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券……・時価法(売却原価は移動平均法により 算定)
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は 移動平均法により算定)
 - ·子会社·子法人等株式

・その他有価証券……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を 採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年~50年

その他 5年~15年

- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用 可能期間 (5年) に基づいて償却しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見 込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定規程」に基づき、資産査定部 署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査室が査 定結果を監査しております。

② 相互援助積立金

令和5年度 令和6年度

相互援助積立金は、「岩手県 J A バンク支援制度要領」に基づき、 J A バンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末 における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計 トしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来 負担見込額を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上 した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼ す可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,958百万円
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に資する情報
 - a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮 定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒

引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度にかかる計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に資する情報
 - a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算 相互援助積立金は、「岩手県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末 における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計 上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、 「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を 計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当年度の費用に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上 した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼ す可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額 貸倒引当金 1,785百万円
 - ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に資する情報
 - a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(6)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮 定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒 引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- (2) 金融商品の時価
 - ① 当年度にかかる計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する 理解に資する情報
 - a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算

定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、 為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接 または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の 重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用す る場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化 することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。 定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、 為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接 または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の 重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用す る場合もあります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化 することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、657百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

1年以内 1年超 合 計 オペレーティング・リース 13百万円 27百万円 41百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 17,100百万円 担保資産に対応する債務

借用金 17,100百万円

上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預け金25,000百万円及び有価証券897百万円を差し入れております。

- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は87百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は394百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額
 危険債権額
 三月以上延滞債権額
 一百万円
 合計額
 975百万円
 1,142百万円
 一百万円
 2,117百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更 生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、 財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の 翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれら に準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、661百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

1年以内 1年超 合 計 オペレーティング・リース 16百万円 24百万円 41百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりです。 為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、預 け金25,000百万円及び有価証券821百万円を差し入れております。

- (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は78百万円です。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は307百万円です。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 733百万円 危険債権額 1,027百万円 三月以上延滞債権額 - 百万円 貸出条件緩和債権額 - 百万円 合計額 1,761百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更 生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥 っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、 財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権 及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の 翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれら に準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は65.295百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金8,008百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	0百万円
	うち事業取引高	0百万円
	うち事業取引以外の取引高	- 百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	68百万円
	うち事業取引高	68百万円
	うち事業取引以外の取引高	- 百万円

(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

 主な用途
 種類場所
 減損損失

 遊休資産
 土地 二戸市 0百万円

 合計
 0百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び 機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、 遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしており ます。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該 減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や 地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は70.182百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,531百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円
うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	- 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	72百万円
うち事業取引高	72百万円
うち事業取引以外の取引高	- 百万円

(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

 主な用途
 種類
 場所
 減損損失

 遊休資産
 土地
 奥州市
 0百万円

 遊休資産
 土地
 二戸市
 0百万円

 合計
 0百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び 機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、 遊休資産については各資産ごとの単位でグルーピングをしており ます。

遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該 減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は固定資産税評価額に基づき算定しております。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当会は、岩手県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や 地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 令和5年度 令和6年度

っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(個人を含む)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投 資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、「日本銀行の貸出支援資金(成長基盤資金)」、「被 災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの代替 特例資金」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の 金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度 分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に 報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円 の変動額をモニタリング・管理しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(個人を含む)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は主に外国証券であり、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期 保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、「日本銀行の貸出支援資金 (成長基盤資金)」に基づく農林中央金庫からの借入金です。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」等に従い、信用リスクの管理を行っております。

与信取引においては、個別案件ごとの与信審査、与信限度 額、信用情報管理、内部格付、保証・担保の設定、問題債権 への対応等与信管理に関する体制を整備しております。

これらの管理は、営業部門のほか審査部門により行われ、また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会や理事会を定期的に開催し、報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスク管理に関しては、リスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」においてリスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された「リスクマネジメント方針」に基づき、理事会及びALM・リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部門において金融資産及び負債の 金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度 分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に 報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、対象取引通貨対円 の変動額をモニタリング・管理しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメント方針」並びに「余裕金運用方針」等に従い、価格変動リスクの管理を行っております。運用にあたっては、1発行体あたりの保有制限、取得にかかる格付制限、格付状況のモニタリング・管理を通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

外部出資については、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしております。また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

令和5年度

やリスク内容等を報告・協議しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に 関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、 余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(保有期間250日、信頼水準99%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で11,040百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測 モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、 大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用し ているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる 場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

		(単1	豆:白万円)
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	488,610	488,383	△227
買入金銭債権 満期保有目的 金銭の信託	511	477	△33
その他の金銭の信託有価証券	1,841	1,841	_
その他有価証券	181,392	181,392	_
貸出金	147,393		
貸倒引当金	△1,888		
貸倒引当金控除後	145,505	145,399	△105
資産計	817,860	817,494	△366
貯 金 借用金	785,079 25,500	784,818 25,471	△261 △28
負債計	810,579	810,289	△289

- (注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index

令和6年馬

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に 関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、 余裕金運用規程等に基づき実施しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借用金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法(有価証券の保有期間は60日、他のアセットの保有期間は250日、信頼水準を99%、観測期間を5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で8,601百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測 モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、事業計画に掲げる資金計画に基づいて資金動向、 大口資金決済等のモニタリング・管理、流動性資金の限度管理を通じて流動性リスクを管理しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用し ているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる 場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額			
預け金	452,152	451,281	△870			
買入金銭債権 満期保有目的 金銭の信託	486	427	△58			
その他の金銭の信託	1,821	1,821	-			
有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 貸出金 貸倒引当金	9,817 160,664 130,518 △1,657	9,289 160,664	△528 -			
貸倒引当金控除後	128,861	127,853	△1,007			
資産計	753,804	751,339	△2,465			
貯 金	756,662	755,121	△1,541			
借用金	4,100	4,077	△22			
負債計	760,762	759,199	△1,563			
(2) About A value 1 and An All Polatics A stranger and All Polatics A A bound 1 and						

- (注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ② 金融商品の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index

令和5年度

Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及びeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものはありません。

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 32,913百万円 合 計 32,913百万円

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

令和6年度

Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は下記 d 及びeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものはありません。

固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金 融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 40,390百万円 合 計 40,390百万円

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	488,610	_	_	_	_	_
買入金銭債権						
満期保有目的	_	_	_	_	_	511
有価証券						
その他有価証券の	5,759	7,783	2,583	7,739	6,967	145,176
うち満期があるもの						
貸出金	55,023	23,446	19,784	16,191	12,022	19,963
合計	549,393	31,230	22,368	23,930	18,989	165,651

- (注) 1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)13,991百万円については 「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 8,008百万円については「5年超」に含めております。
 - 2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等961 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- ⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	784,760	237	69	0	10	1
借用金	21,400	2,800	1,300	_	_	_
合計	806,160	3,037	1,369	0	10	1

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。 これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
 - ① 売買目的有価証券 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	_	_	-	-
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	買入金銭 債権	511	477	△33
合 計		511	477	△33

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

					(+1/2.	口/11/
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	452,152	_	_	_	_	_
買入金銭債権						
満期保有目的	_	_	_	_	_	486
有価証券						
その他有価証券の	7,383	2,583	7,093	6,283	4,422	131,805
うち満期があるもの						
貸出金	44,053	23,431	19,496	13,314	9,953	19,641
合計	503,589	26,015	26,590	19,598	14,376	151,933

- (注) 1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)14,988百万円については 「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 2,531百万円については「5年超」に含めております。
 - 2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等627 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
- ⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	733,199	23,328	127	1	4	2
借用金	2,800	1,300	-	_	-	_
合計	735,999	24,628	127	1	4	2

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
 - ① 売買目的有価証券 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	小計	_	1	I
時価が貸借対照表計上	国 債 地方債	7,374 2,443	6,961 2,328	△413 △115
額を超えないもの	買入金銭債権	486	427	△58
	小計	10,304	9,717	△587
合 計		10,304	9,717	△587

令和5年度 令和6年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取 得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

(単位・日月円)				
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株式	5,688	2,879	2,808
	債券			
	国債	14,870	13,932	937
貸借対照表計上額が取	地方債	1,013	999	13
得原価を超えるもの	社債	5,923	5,892	31
	その他	3,423	3,400	23
	その他	9,638	8,316	1,321
	小計	40,557	35,421	5,136
	株式	-	_	_
	債券			
	国債	58,728	63,845	△5,117
貸借対照表計上額が取	地方債	2,770	3,055	△284
得原価を超えないもの	社債	48,540	50,107	△1,567
	その他	25,733	26,526	△792
	その他	5,061	5,555	△493
	小計	140,834	149,090	△8,255
合 計		181,392	184,511	△3,119

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	89	7	_
債 券	5,710	25	398
その他	785	12	31
合 計	6.585	46	429

7 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
 - ① 運用目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ③ その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の 金銭の信託	1,841	2,000	△158	_	△158

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取 得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
	株式	5,327	3,103	2,223	
	債券				
	国債	10,349	10,007	342	
貸借対照表計上額が取	地方債	201	199	1	
得原価を超えるもの	社債	1,200	1,200	0	
	その他	2,300	2,299	0	
	その他	6,498	5,745	753	
	小計	25,877	22,556	3,321	
	株式	608	672	△63	
	債券	20.020	60.600	A 0 000	
	国債	60,060	69,682	△9,622	
貸借対照表計上額が取	地方債	5,560	6,169	△609	
得原価を超えないもの	社債	38,838	40,935	△2,097	
	その他	24,184	25,217	△1,032	
	その他	5,536	6,010	△474	
	小計	134,786	148,687	△13,900	
合 計		160,664	171,243	△10,578	

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,026	501	_
債 券	15,653	1	605
その他	662	72	_
合 計	17,342	575	605

7 金銭の信託に関する事項

- (1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。
 - ① 運用目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の金銭の信託 該当はありません。
 - ③ その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の 金銭の信託	1,821	2,000	△178	_	△178

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ、「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため岩手県農業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用して

おります。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当 金及び退職給付費用を計算しております。

- ② 確定給付制度
 - a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 306百万円 退職給付費用 23百万円 退職給付の支払額 △ 24百万円 制度への拠出額 △ 18百万円 期末における退職給付引当金 287百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職 給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	341百万円
年金資産	△ 341百万円
	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	287百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	287百万円
退職給付引当金	287百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	287百万円
退職給付に関連する損益	

簡便法で計算した退職給付費用 24百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す る等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組 合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出 した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担 金の額は、8百万円となっております。

また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担 金の将来見込額は、67百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産

貸倒引当金超過額	467百万円
賞与引当金超過額	9百万円
退職給付引当金超過額	79百万円
相互援助積立金超過額	514百万円
繰延資産償却超過額	5百万円
未払事業税	4百万円
その他有価証券評価差額金	906百万円
特例業務負担金引当金超過額	18百万円
未払奨励金	75百万円
その他	64百万円
繰延税金資産小計	2,147百万円
評価性引当額	△1,938百万円
繰延税金資産合計	209百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.66% (調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.44% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 5.67% 事業分量配当金 $\triangle 4.05\%$ おります。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当 金及び退職給付費用を計算しております。

- ② 確定給付制度
 - a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 287百万円 退職給付費用 36百万円 退職給付の支払額 △ 23百万円 制度への拠出額 △ 20百万円 279百万円 期末における退職給付引当金

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職 給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	325百万円
年金資産	△ 325百万円
	- 百万円
非積立型制度の退職給付債務	279百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	279百万円

退職給付引当金 279百万円 279百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 35百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止す る等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組 合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出 した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担 金の額は、8百万円となっております。

また、令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担 金の将来見込額は、60百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産

貸倒引当金超過額	431百万円
賞与引当金超過額	10百万円
退職給付引当金超過額	79百万円
相互援助積立金超過額	514百万円
繰延資産償却超過額	3百万円
未払事業税	11百万円
その他有価証券評価差額金	2,975百万円
特例業務負担金引当金超過額	17百万円
未払奨励金	76百万円
その他	68百万円
燥延税金資産小計	4,188百万円
評価性引当額	△3,975百万円
燥延税金資産合計	213百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.66% (調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.53% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 1.48% 住民税均等割等 046%

Δ10.5 C = Φ		人100年	
令和5年度			
	0.28% 11.75% 0.04% 6.87%	評価性引当額の増減 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率 (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債 防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立し 令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれ ついて、繰延税金資産の計算に使用した法定実効利 27.66%から28.38%に変更いたしました。その結果、 が2,562千円増加し、法人税等調整額が同額減少して	たことに伴い、 れる一時差異に 党率は、従来の 繰延税金資産
10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び町の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」 け金、普通預け金及び通知預け金であります。		10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及 の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金 け金、普通預け金及び通知預け金であります。	

[会計監査人の監査]

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

確認書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第77事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂 行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の 適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部 監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月30日

岩手県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 荒木田 裕樹

役員等の報酬体系

[役 員]

■対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

②役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬 等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位:百万円)

		(単位・日万円)
	支給総額	頁(注2)
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	44	7

- (注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事3名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)
 - 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額 (引)当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっております。

3対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において 決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人 別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めてお ります。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しておりますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:県内の農業関係機関団体及び学識経験者のうちから会長が委嘱した4人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しております。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に一定率を乗じて算定し、総会で各役員に対し退職慰労金を支給する旨の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については経営管理委員会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

[職員等]

対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 - 2. 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 - 3. 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

[その他]

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

[最近の5事業年度の主要な経営指標]

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	6,917	6,234	5,801	6,593	6,555
経 常 利 益	662	1,240	813	1,362	829
当期未処分剰余金	1,806	2,435	2,178	3,175	3,408
(当期剰余金)	(529)	(1,090)	(665)	(1,268)	(643)
出資金総額	23,463	23,463	23,463	23,463	23,463
(出資口数)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)	(2,346千口)
純 資 産 額	43,235	42,689	38,305	39,564	32,469
総 資 産 額	900,887	893,523	884,478	854,544	797,701
貯 金 等 残 高	814,819	811,178	810,484	785,079	756,662
貸出金残高	162,703	156,319	149,585	147,393	130,518
有 価 証 券 残 高	194,850	184,957	189,921	181,392	170,482
剰余金配当金額	351	451	208	258	-
・出 資 配 当 額	351	351	58	58	_
· 事業分量配当額	-	100	150	200	_
職員数	75	79	85	93	88
単体自己資本比率	13.54	12.90	12.98	13.61	14.53

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返を含んでおります。なお、総資産額は、貸倒引当金及び外部出資等損失引当金を控除した額です。
 - 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでおります。
 - 3. 職員数には、令和3年度より常勤嘱託を含んでおります。
 - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出して おります。

[貯貸率・貯証率・貯預率]

(単位:%)

		区	分				令和5年度	令和6年度	増減
貯	貸	率	期			末	18.7	17.2	△ 1.5
ЯJ	貝	7	期	中	平	均	18.0	16.7	△ 1.3
貯	証	率	期			末	23.4	22.8	△ 0.6
灯	ĦĽ	7	期	中	平	均	23.5	22.5	△ 1.0
貯	預	率	期			末	62.2	59.7	△ 2.5
	頂	7	期	中	平	均	63.4	63.3	△ 0.1

- (注) 1. 貯貸率=貸出金残高(平残) / 貯金残高(平残) ×1002. 貯証率=有価証券残高(買入金銭債権、金銭の信託を含む)(平残) / 貯金残高(平残) ×1003. 貯預率=預け金残高(平残) / 貯金残高(平残) ×100

損益の状況

[利益総括表]

(単位:百万円、%)

		項					令和5年度	令和6年度	減
資	金	運		用	収	支	1,762	2,030	267
役	務	取	引	等	収	支	60	60	0
そ	の	他	事	業	収	支	13	△ 754	△ 768
事	業		粗		利	益	1,836	1,336	△ 500
(事	業 粗	[9	利 盆	全 率)	0.21	0.16	△ 0.05

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益- (資金調達費用-金銭の信託運用見合費用 (※)) (※令和5年度 8百万円、令和6年度 8百万円)を控除しております。

 - (※守利3年度 8日万円、守和0年度 8日万円)を控除しております。 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用 3. その他事業収支=その他事業収立-その他事業費用 4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

[事業純益]

(単位:百万円)

		項	目			令和5年度	令和6年度	増	減
事		業	純		益	629	98		△ 530
実	質	事	業	純	益	629	98		\triangle 530
コ	ア	事	業	純	益	1,002	702		$\triangle 299$
コア	事業純益	£(投資信	言託解約	損益を	除く)	576	449		\triangle 127

- (注) 1. 事業純益=事業収益- (事業費用-金銭の信託運用見合費用) -一般貸倒引当金繰入額
 - 2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 - 3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

[資金運用収支の内訳]

(単位:百万円、%)

话 口		令和5年度		令和6年度			
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	856,616	5,205	0.61	836,696	5,723	0.68	
うち預け金	518,422	2,372	0.46	517,875	3,058	0.59	
う ち 有 価 証 券	189,872	2,010	1.06	181,529	1,978	1.09	
う ち 貸 出 金	147,755	819	0.55	136,760	683	0.50	
資 金 調 達 勘 定	845,664	3,442	0.41	829,651	3,692	0.45	
うち貯金・定積	817,092	3,450	0.42	798,243	3,678	0.46	
うち譲渡性貯金	-	=	-	18,813	22	0.12	
うち借用金	28,469	=	0.00	12,498	-	0.00	
総 資 金 利 ざ や			0.06			0.09	

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率
 - 資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+借用金利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費-金銭の信託運用見合費用) / (貯金+譲渡性貯金+借用金+従業員預り金) -金銭の信託運用見合額) ×100
 - 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が、資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれてお
 - 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[受取・支払利息の増減額]

	項			令和5年度増減額	令和6年度増減額
受	取	利	息	241	517
う	ち	頁 け	金	△ 217	686
う	ち有	価 証	券	460	△ 32
う	ち 1	当	金	$\triangle 1$	△ 136
支	払	利	息	△ 10	250
う	ち貯っ	金 · 定	積	△ 14	228
う	ち譲渡	度 性 貯	金	-	22
う	ちん	昔 用	金	-	_
	差	引		251	267

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 - 2. 受取利息の「うち預け金」には受取奨励金及び受取特別配当金が、支払利息の「うち貯金・定積」には支払奨励金が含まれております。 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

[利益率]

(単位:%)

			項						令和5年度	令和6年度	増減
総	資	産	経	生作	岩	利	益	率	0.15	0.09	△ 0.06
純	資	産	経	生 作	背	利	益	率	3.27	1.95	△ 1.32
総	資	産	当	期	純	利	益	率	0.14	0.07	△ 0.07
純	資	産	当	期	純	利	益	率	3.05	1.51	△ 1.54

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金/純資産勘定平均残高×100

[経費の内訳]

	科 目		令和5年度	令和6年度
人	件	費	614	641
	役 員	報酬	45	45
	給 料	手 当	445	458
	うち賞与引	当金繰入	30	31
	福 利 厚	生 費	91	94
	退 職 給	付 費 用	24	35
	役 員 退 職	慰 労 金	0	0
	役員退職慰労	引当金繰入	7	7
物	件	費	551	556
	事 業 推	進費	55	62
	債 権 管	理費	2	2
	旅 費 ・	交 通 費	11	10
	業務	費	152	155
	負 担	金	150	149
	施 設	費	166	164
	雑	費	12	11
税		金	41	39
経	費合	計	1,207	1,237

貯金業務の状況

[科目別貯金残高 (期末残高)]

(単位:百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	47,016 (6.0)	47,730 (6.3)	714
定 期 性 貯 金	736,224 (93.8)	707,047 (93.4)	△ 29,176
その他の貯金	1,839 (0.2)	1,885 (0.3)	46
合 計	785,079 (100.0)	756,662 (100.0)	△ 28,416

- (注) 1. () 内は構成比です。 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[科目別貯金残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
流 動 性 貯 金	73,154 (9.0)	70,530 (8.6)	△ 2,624
定 期 性 貯 金	743,592 (91.0)	727,351 (89.0)	△ 16,241
その他の貯金	344 (0.0)	19,174 (2.4)	18,829
合 計	817,092 (100.0)	817,056 (100.0)	△ 35

- (注) 1. () 内は構成比です。 2. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金 3. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

[定期貯金残高]

(単位:百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	736,116 (100.0)	706,954 (100.0)	△ 29,161
うち固定金利定期	736,116 (100.0)	706,954 (100.0)	△ 29,161
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	

- (注) 1. () 内は構成比です。 2. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。 3. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

貸出金業務の状況

[科目別貸出金残高 (期末残高)]

(単位:百万円、%)

種類類	令和5年度	令和6年度	増減
手 形 貸 付	11,371 (7.7)	255 (0.2)	△ 11,115
証 書 貸 付	103,410 (70.1)	100,207 (76.8)	△ 3,203
当 座 貸 越	17,334 (11.8)	17,834 (13.7)	500
金融機関貸付	15,278 (10.4)	12,221 (9.3)	△ 3,057
割 引 手 形	- (-)	- (-)	-
合 計	147,393 (100.0)	130,518 (100.0)	△ 16,874

⁽注) () 内は構成比です。

[科目別貸出金残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

	種			令和5年度	令和6年度	増減
手	形	貸	付	11,550 (7.8)	4,646 (3.4)	△ 6,904
証	書	貸	付	105,411 (71.4)	102,769 (75.1)	△ 2,642
当	座	貸	越	16,272 (11.0)	15,676 (11.5)	△ 596
金	融機	関 貸	付	14,520 (9.8)	13,668 (10.0)	△ 851
割	引	手	形	- (-)	- (-)	_
	合	計		147,755 (100.0)	136,760 (100.0)	△ 10,994

⁽注) () 内は構成比です。

[貸出金の金利条件別内訳残高]

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	116,111 (78.8)	104,861 (80.3)	△ 11,250
変 動 金 利 貸 出	31,282 (21.2)	25,657 (19.7)	△ 5,624
	147,393 (100.0)	130,518 (100.0)	△ 16,874

⁽注)())内は構成比です。

[貸出金の使途別内訳残高]

(単位:百万円、%)

	種			令和5年度	令和6年度	増減
設	備	資	金	91,833 (62.3)	88,502 (67.8)	△ 3,331
運	転	資	金	55,559 (37.7)	42,016 (32.2)	△ 13,543
	合	計		147,393 (100.0)	130,518 (100.0)	△ 16,874

⁽注)())内は構成比です。

[貸出金の担保別内訳残高]

(単位:百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯 金 等	12,842	1,526	△ 11,316
有 価 証 券	170	155	△ 14
動産	858	789	△ 69
不 動 産	8,522	8,214	△ 308
その他担保物	996	1,746	749
計	23,391	12,432	△ 10,958
農業信用基金協会保証	2,509	2,340	△ 169
その他保証	4	4	0
計	2,513	2,344	△ 169
信用	121,488	115,741	△ 5,747
合 計	147,393	130,518	△ 16,874

[債務保証の担保別内訳残高]

(単位:百万円)

			令和5年度	令和6年度	増減
貯	金	等	-	-	-
有	価 証	券	-	-	-
動		産	_	-	-
不	動	産	=	-	-
そ	の 他 担 保	物	-	-	-
	計		-	-	-
信		用	1,104	998	△ 106
	合 計		1,104	998	△ 106

[貸出金の業種別残高]

(単位:百万円、%)

種類類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	2,956 (2.0)	2,864 (2.2)	△ 92
林 業	20 (0.0)	20 (0.0)	_
水 産 業	- (-)	- (-)	_
製 造 業	4,893 (3.3)	4,759 (3.6)	△ 134
鉱業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	224 (0.2)	844 (0.6)	619
電気・ガス・熱供給・水道業	246 (0.2)	193 (0.1)	△ 53
運輸・通信業	228 (0.2)	199 (0.2)	△ 29
卸売・小売・飲食業	3,501 (2.3)	3,330 (2.6)	△ 171
金融 化保険業	18,017 (12.2)	14,823 (11.4)	△ 3,194
不 動 産 業	4,882 (3.3)	4,474 (3.4)	△ 407
サービス業	25,879 (17.6)	15,691 (12.0)	△ 10,187
地方公共団体	81,167 (55.1)	78,158 (59.9)	△ 3,009
そ の 他	5,374 (3.6)	5,159 (4.0)	△ 214
合 計	147,393 (100.0)	130,518 (100.0)	△ 16,874

(注)())内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

(単位:百万円)

[主要な農業関係の貸出金残高]

①営農類型別 (単位:百万円)

		令和5年度	令和6年度	増減
農	業	2,804	2,606	△ 197
榖	作	23	85	62
野 菜 ·	園 芸	388	281	△ 107
果樹・樹	園農業	-	-	-
工 芸	作 物	0	0	$\triangle 0$
養豚・肉	牛・酪 農	2,379	2,226	△ 152
養 鶏・	・ 養 卵	11	11	0
養	蚕	-	-	-
その化	也農業	-	-	-
農業関連	車 団 体 等	19,767	21,200	1,432
合	計	22,571	23,806	1,234

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事 業に必要な資金等が該当します。なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農等が含まれております。

②資金種類別

[貸出金] (単位:百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	20,693	21,971	1,277
農業制度資金	1,878	1,835	△ 42
農業近代化資金	1,661	1,606	△ 54
その他制度資金	217	229	11
合 計	22,571	23,806	1,234

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が恒接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

[受託貸付金]

種類	令和5年度	令和6年度	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	7,953	7,491	△ 461

||61

[農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況(法定・リレバン)]

(単位:百万円)

									(+m· □))))
		債権区分			唐 坛 筎		保全	額	
		債権区分			債 権 額	担保	保 証	引当	合 計
700 产 百	中 京田 出 佳 佐 耳 バ こ わ こ に 進 ポ フ 佳 佐				975	181	-	794	975
恢 生 史	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			令和6年度	733	5	_	728	733
危	険	債	権	令和5年度	1,142	69	177	895	1,142
)已	陜	1貝	惟	令和6年度	1,027	37	158	831	1,027
要	管	理債	権	令和5年度	-	-	-	-	-
女	B	生 頂	惟	令和6年度	-	-	-	-	-
	三月以	以上延滞債	権	令和5年度	-	_	_	-	-
	二月上	人 上 些 佈 頂	惟	令和6年度	-	-	_	-	-
	貸出条	★ 件 緩 和 債	権	令和5年度	-	_	_	_	-
	貝 山 牙	件 緩 和 債	惟	令和6年度	-	-	_	-	-
小		計		令和5年度	2,117	250	177	1,689	2,117
۷,		ĒΙ		令和6年度	1,761	43	158	1,560	1,761
正	常	債	権	令和5年度	146,476				
Ш.	币	順	作	令和6年度	129,876				
合		計		令和5年度	148,593				
	□	令和6年度	131,638						

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立で等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 - 2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の 高い債権をいいます。
 - 3. 要管理債権
 - 農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 - 4. 三月以上延滞債権
 - 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 - 5. 貸出条件緩和債権
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決め を行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 - 6. 正常債権
 - 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.4.5.に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

[元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況]

該当する取引はありません。

[貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額]

(単位:百万円)

									(T - 11/31/3/
		令和5年度				令和6年度				
区 分	期首	期中			期末	期首	期中	期中源	退少額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	載少額 その他	残高
一般貸倒引当金	459	268	-	459	268	268	225	-	268	225
個別貸倒引当金	2,187	1,689	59	2,128	1,689	1,689	1,560	86	1,602	1,560
合 計	2,646	1,958	59	2,587	1,958	1,958	1,785	86	1,871	1,785

[貸出金償却の額]

		項				令和5年度	令和6年度
貸	出	金	償	却	額	-	-

⁽注)貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しております。

有価証券等の状況

[種類別有価証券残高 (期末残高)]

(単位:百万円、%)

	種類		令和5年度		令和6年	度		増	減
国		債	73,598 (40.6)	77,783	(45.6)		4,184
地	方	債	3,783 (2.1)	8,205	(4.8)		4,421
短	期 社	債	- (-)	-	(-)		_
社		債	54,463 (30.0)	40,038	(23.5)		△ 14,425
株		式	5,688 (3.1)	5,935	(3.5)		246
外	国 証	券	29,157 (16.1)	26,484	(15.5)		△ 2,672
その	他の証	券	14,700 (8.1)	12,034	(7.1)		△ 2,665
合	計		181,392 (100.0)	170,482	(1	100.0)		△ 10,909

(注) 1. () 内は構成比です。 2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[種類別有価証券残高(平均残高)]

(単位:百万円、%)

	種	類		令和5年	度			令和6年度				増	減	
国			債	78,340	(41.2)	83,571 (4	6.0)		5	5,231
地	J.	j	債	3,774	(2.0)	6,158 (3.4))		2	2,383
短	期	社	債	-	(_)	- (-))			-
社			債	57,299	(30.2)	47,729 (2	26.3)		△ 9	,570
株			式	2,873	(1.5)	3,249 (1.8))			375
外	国	証	券	32,449	(17.1)	28,761 (1	5.9))		△ 3	3,687
そ	の他	の証	券	15,133	(8.0)	12,058 (6.6))		△ 3	3,075
	合	計		189,872	(.	100.0)	181,529 (10	0.0))		△ 8,	,342

(注) 1. () 内は構成比です。

2. その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[商品有価証券種類別平均残高]

該当する取引はありません。

[有価証券残存期間別残高]

(単位:百万円)

—————————————————————————————————————	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和5年度								
国債	-	-	-	11,964	14,591	47,043	-	73,598
地 方 債	-	204	99	-	1,590	1,889	-	3,783
短 期 社 債	-	-	-	-	-	_	-	_
社 債	2,502	2,095	4,282	5,561	7,358	31,048	1,615	54,463
株 式	-	-	-	-	-	_	5,688	5,688
外 国 証 券	1,497	7,892	9,259	4,467	4,076	1,962	-	29,157
その他の証券	1,675	-	729	933	6,517	_	4,845	14,700
合 計	5,675	10,193	14,370	22,926	34,133	81,943	12,149	181,392
令和6年度								
国	-	-	_	16,651	10,703	50,428	-	77,783
地 方 債	201	-	195	-	3,707	4,101	-	8,205
短 期 社 債	-	-	-	-	-	_	-	-
社	1,297	2,170	3,086	5,362	7,273	20,215	631	40,038
株 式	-	-	-	-	-	_	5,935	5,935
外 国 証 券	5,786	7,198	6,499	3,251	3,420	328	-	26,484
その他の証券	-	-	438	254	3,609	_	7,731	12,034
合 計	7,285	9,369	10,219	25,520	28,713	75,074	14,299	170,482

⁽注) その他の証券=政府保証債+金融債+受益証券

[有価証券の時価情報等]

- 1. 有価証券の時価情報
- (1) 売買目的有価証券 該当する取引はありません。

(2)満期保有目的の債券

					令和5年度			令和6年度			
		種		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差額		
	買	入金銭	債権	511	477	△33	486	427	△58		
時 価 が 貸 借 対 照 表 計上額を超えないもの	国		債	-	_	-	7,374	6,961	△413		
	地	方	債	-	_	-	2,443	2,328	△115		
合			計	511	477	△33	10,304	9,717	△587		

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

				令和5年度			令和6年度	
	種		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
	株	式	5,688	2,879	2,808	5,327	3,103	2,223
	債	券	21,807	20,825	982	11,751	11,407	343
	国	債	14,870	13,932	937	10,349	10,007	342
代州址加井	地	方 債	1,013	999	13	201	199	1
貸借対照表 計上額が	短其	月 社 債	-	-	_	-	-	-
取 得 原 価 を 超 え る も の	社	債	5,923	5,892	31	1,200	1,200	0
/E /C /S 0 4/	そ	の他	13,061	11,716	1,345	8,799	8,045	754
	外目	国 証 券	3,423	3,400	23	2,300	2,299	0
	その	他の証券	9,638	8,316	1,321	6,498	5,745	753
	小	計	40,557	35,421	5,136	25,877	22,556	3,321
	株	式	-	-	_	608	672	△ 63
	債	券	110,038	117,008	\triangle 6,969	104,458	116,787	△ 12,329
	国	債	58,728	63,845	△ 5,117	60,060	69,682	△ 9,622
代 # \ \ m =	地	方 債	2,770	3,055	$\triangle 284$	5,560	6,169	△ 609
貸借対照表 計上額が	短其	月 社 債	-	-	_	-	-	-
取得原価を超えないもの	社	債	48,540	50,107	△ 1,567	38,838	40,935	△ 2,097
/E /C & \ 0 \ 0 \	そ	の他	30,795	32,081	△ 1,286	29,720	31,227	△ 1,507
	外目	国証券	25,733	26,526	\triangle 792	24,184	25,217	△ 1,032
	その	他の証券	5,061	5,555	△ 493	5,536	6,010	△ 474
	小	計	140,834	149,090	△ 8,255	134,786	148,687	△ 13,900
合		計	181,392	184,511	△ 3,119	160,664	171,243	△ 10,578

2. 金銭の信託の時価情報

- (1)運用目的の金銭の信託 該当する取引はありません。
- (2)満期保有目的の金銭の信託 該当する取引はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計 上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
令和5年度					
その他の金銭の信 託	1,841	2,000	△ 158	-	△ 158
令和6年度					
その他の金銭の 信 託	1,821	2,000	△ 178	-	△ 178

⁽注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)
該当する取引はありません。

為替・受託貸付金業務の状況

[内国為替取扱残高]

(単位:件、百万円)

					令和5年度					令和6	6年度		
				仕	向	被	仕	向	仕	向	被	仕	向
±E.	`7	件	数		85,923			47,419		83,641			47,521
振	込	金	額		367,169		3	20,344		434,864		4	127,966
/L 人 m	4.	件	数		-			_		2			_
代金取	7/.	金	額		_			-		10			-
1.11+ -4-1.	±±.	件	数		5,434			5,829		4,910			5,332
雑 為	替	金	額		1,469			2,483		1,369			3,003

[受託貸付金残高]

受託先	令和5年度	令和6年度
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	7,953	7,491
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	82	69
独立行政法人 住宅金融支援機構	2,142	1,866
独立行政法人 福祉医療機構	6	4
合 計	10,183	9,431

自己資本比率の状況(単体)

[自己資本の状況]

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.53%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資により調達しております。

普通出資金

項目	内容
発 行 主 体	岩手県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	234億円(前年度234億円)

当会では、経営の健全性確保を目的に「自己資本管理規程」を制定し、法令に対応する自己資本(規制 資本)及び統合的リスク管理に対応する自己資本(リスク資本)を管理することにより自己資本の充実度 の評価を行っております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。また、これに基づき、当会における信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

[自己資本の構成]

(単位:百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	42,583	43,226
うち、出資金及び資本準備金の額	23,463	23,463
うち、再評価積立金の額	-	_
うち、利益剰余金の額	19,378	19,763
うち、外部流出予定額(△)	258	_
うち、上記以外に該当するものの額	-	_
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,129	2,085
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,129	2,085
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達 手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	44,713	45,312
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	5	4
うち、のれんにかかるものの額	-	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以 外の額	5	4
繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入さ れる額	-	_
前払年金費用の額	_	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	=	-
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	=	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連す るものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関 連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するも のの額	-	_
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連す るものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関 連するものの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するも のの額	_	_
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	5	4
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	44,707	45,307
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	324,546	308,166
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		_
うち、経過措置によりリスク·アセットの額に算入される額の合計 額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、上記以外に該当するものの額		

項 目	令和5年度	令和6年度
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		_
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得 た額	3,797	3,642
信用リスク・アセット調整額	_	
資本フロア調整額		_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	328,344	311,809
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.61%	14.53%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内 基準を採用しております。
 - 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

[自己資本の充実度に関する事項]

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

区 分		令和5年度	
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	287	a	D 4/1/0
光型 我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,831	_	_
ト国の中央政府及び中央銀行向け	77,031	_	_
国際決済銀行等向け	_	_	_
段が国の地方公共団体向け	85,283	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	202	40	1
国際開発銀行向け	202	40	1
型所用光銀行 PDV) 地方公共団体金融機構向け	500	50	2
			2
大が国の政府関係機関向け は このないかい	511	51	Z
也方三公社向け ▷融機関及び第一種金融商品取引業者向け	397	0	4.101
and the state of t	523,947	103,283	4,131
に人等向け - 人名 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	88,432	57,795	2,311
コ小企業等向け及び個人向け	425	269	10
玉当権付住宅ローン	-	-	
下動産取得等事業向け	4,672	4,236	169
三月以上延滞等	339	27	1
双立未済手形	10	2	0
信用保証協会等による保証付	2,540	242	9
未式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
l資等	3,803	3,803	152
(うち出資等のエクスポージャー)	3,803	3,803	152
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
記以外	60,382	144,945	5,797
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	15,144	37,860	1,514
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	39,997	99,993	3,999
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	209	523	20
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	_
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部 TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポー ジャー)	3,197	4,796	191
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,833	1,771	70
正券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	_
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,977	9,798	391
(うちルックスルー方式)	15,977	9,798	391
(うちマンデート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	_	-	<u> </u>
(うちフォールバック方式)	_	_	

区分		令和5年度	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過 措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		_	_
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	865,546	324,546	12,981
CVAリスク相当額÷8%		-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	865,546	324,546	12,981
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	8%で除し	・リスク相当額を て得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
-CENCHA I DA		3,797	151
所要自己資本額		等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
		328,344	13,133

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。

 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及 リニア以上とが守り、こは、ルチェには小局の又れかが足来払口の翌日から3月以上と一帯している債務者にかかるエクスポーシャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 1、「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「演算にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する。

 - る性質を有する取引のことです。
 - 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したもの
 - が該当します。 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デ リバティブの免責額が含まれます。
 - 8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷8%

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

区 分		令和6年度	
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	261	-	-
とが国の中央政府及び中央銀行向け	87,137	-	-
小 国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-
支が国の地方公共団体向け	87,060	-	-
小国の中央政府等以外の公共部門向け	201	40	1
国際開発銀行向け	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	486	48	1
也方三公社向け	397	0	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	481,769	96,398	3,855
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	3,811	993	39
カバード・ボンド向け	-	-	-
去人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	63,570	40,815	1,632
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,175	5,093	203
(うちトランザクター向け)	1	0	0
下動産関連向け	3,749	3,756	150
(うち自己居住用不動産等向け)	0	0	0
(うち賃貸用不動産向け)	867	848	33
(うち事業用不動産関連向け)	2,882	2,908	116
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-
労後債権及びその他資本性証券等	17,318	17,318	692
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,570	33	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	-	-	-
双立未済手形	14	2	0
言用保証協会等による保証付	2,361	226	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
株式等	4,699	4,699	187
上記以外	54,319	127,532	5,101
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	4,620	11,551	462
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	41,997	104,993	4,199
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	213	534	21
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー)	5,930	8,895	355
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,557	1,557	62
	_	-	_
(うちSTC要件適用分)	_	_	_

区分		令和6年度		
(うち短期STC要件適用分)	-	-	_	
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	
(うちSTC·不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	
再証券化	-	-	-	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	13,829	12,200	488	
(うちルックスルー方式)	13,829	12,200	488	
(うちマンデート方式)	-	-	-	
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	
(うちフォールバック方式)	-	-	-	
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過 措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	824,925	308,166	12,326	
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-	
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	
合計(信用リスク・アセットの額)	824,925	308,166	12,326	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	8%で除し	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		
<標準的計測手法>		3,642	b=a×4% 145	
所要自己資本額		等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
MARGATIM		311,809	12,472	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

カーレー フョナル・ナベットの対象の一般の一般の一般の一般の	(単位・日月日)
	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,642
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	145
BI	2,428
BIC	291

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(畄位・五万四)

- 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該 当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 4.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転す
- る性質を有する取引のことです。 5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デ リバティブの免責額が含まれます。
- 6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用し ております。

[信用リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスクマネジメント規程 及びリスクマネジメント方針等の規程類を整備しております。

与信取引においては、内部格付により与信先別に与信限度額を設定のうえ、格付別・業種別等の与信状況についてモニタリング・管理を行っております。

市場関連取引においては、格付機関の格付による取得制限、格付状況のモニタリング・管理を行っております。

また、理事等で構成するALM・リスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容等を報告・協議しております。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しております。

なお、引当は自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行い、貸倒引当金は毎期全額洗替方式により計上 しております。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非 依頼格付は使用しないこととしております。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
S&Pグローバル·レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

⁽注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末 残高

			令	和 5 年	度			令	和 6 年	度	
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高		うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	延滞エクス ポージャー
国	内	819,559	154,850	138,010	-	339	784,004	146,311	138,699	-	1,570
国	外	30,009	-	30,009	-	-	27,091	-	27,091	-	-
地	域別残高計	849,569	154,850	168,020	-	339	811,095	146,311	165,790	-	1,570
	農業	3,506	3,506	-	-	109	3,369	3,369	-	-	244
	林業	20	20	_	-	-	20	20	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	15,683	4,974	9,332	-	-	14,900	5,012	8,339	-	433
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法	建設·不動産業	13,138	5,110	7,458	-	116	10,696	5,454	4,637	-	379
人	電気・ガス・熱供 給・水道業	13,678	247	13,431	-	_	14,093	193	13,701	-	-
, ,	運輸·通信業	4,866	230	4,235	-	-	5,010	200	4,208	-	19
	金融·保険業	585,317	18,021	45,663	-	-	542,183	14,830	34,416	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	39,928	33,481	6,004	-	56	34,440	29,334	4,519	-	353
	日本国政府·地方 公共団体	163,115	81,221	81,894	-	-	174,197	78,229	95,967	-	-
	上記以外	840	-	-	-	-	840	-	-	-	-
個	人	1,766	1,766	-	-	57	1,475	1,475	-	-	139
そ	の他	7,707	6,270	-	-	-	9,868	8,190	-	-	-
業	種 別 残 高 計	849,569	154,850	168,020	-	339	811,095	146,311	165,790	-	1,570
14	 下以下	530,260	37,634	4,009	-		490,517	30,900	7,323	-	
14	F超3年以下	61,659	51,414	10,244	-		60,715	51,173	9,542	-	
34	F超5年以下	45,821	31,947	13,873	-		35,934	25,810	10,123	-	
5 [£]	F超7年以下	26,884	4,523	22,360	_		30,722	4,482	26,240	-	
7£	F超10年以下	36,721	9,203	27,517	-		44,279	17,862	26,417	-	
10	年超	100,944	12,633	88,310	-		92,685	7,245	85,440	-	
期	限の定めのないもの	47,278	7,493	1,703	-		56,239	8,836	701	-	
残	存期間別残高計	849,569	154,850	168,020	-		811,095	146,311	165,790	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおり
 - 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。 5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 5. | 延端エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2)貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		令	和 5 年	度			令	和 6 年	度	
	期首残高	期中増加額	期中洞	期中減少額 目的使用 その他 期末残高		期末残高 期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
	州目/戊间 州	- 朔宁垣加領	目的使用			別日74回 別下旬加银		目的使用	その他	州小汽区回
一般貸倒 引当金	459	268	-	459	268	268	225	-	268	225
個別貸倒 引当金	2,187	1,689	59	2,128	1,689	1,689	1,560	86	1,602	1,560

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

				令 和 5	5 年度	Ę				令 和(6 年 度	Ę	
		個別貸倒引当金						個別貸倒引当金					
		加光珠古	期中	期中海	載少額	加上水古	貸出金 償却	加光 珠青	期中	期中沪	咸少額	加上改古	貸出金 償却
		期首残高	増加額	目的 使用	その他	期末残高		期首残高	増加額	目的 使用	その他	期末残高	
玉	内	2,187	1,689	59	2,128	1,689		1,689	1,560	86	1,603	1,560	
国	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地	域別計	2,187	1,689	59	2,128	1,689		1,689	1,560	86	1,603	1,560	
-	農業	337	332	-	337	332	-	332	282	86	246	282	-
	林業	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	水産業	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	製造業	401	388	-	401	388	-	388	388	-	388	388	-
法	鉱業	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
14	建設・不動産業	878	456	59	819	456	-	456	379	-	456	379	-
人	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-
	運輸・通信業	19	19	-	19	19	-	19	19	-	19	19	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	472	369	-	472	369	-	369	356	_	369	356	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個	人	76	123	-	76	123	-	123	133	-	123	133	-
業	種別計	2,187	1,689	59	2,128	1,689	-	1,689	1,560	86	1,603	1,560	-

⁽注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3)信用リスク・アセット残高内訳表

	項目	令和6年度								
				スク削減効果 目前	CCF·1	言用リスク削: 適用後	減効果	リスク・ウェイ トの加重平		
		リスク・ウェ イト(%)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	均値(%)		
			А	В	С	D	Е	F(=E/(C+D))		
1	現金	0	261	-	261	-	0	0		
2	我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	87,137	-	87,137	-	0	0		
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-		
4	国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-		
5	我が国の地方公共団体向け	0	87,060	-	87,060	-	0	0		
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	201	-	201	-	40	20		
7	国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	_		
8	地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	_		
9	我が国の政府関係機関向け	10~20	486	-	486	-	48	10		
10	地方三公社向け	20	397	-	397	-	0	0		
11	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け	20~150	477,269	45,000	477,226	4,500	96,398	20		
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	3,811	-	3,811	-	993	26		
12	カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-		
13	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	61,660	17,394	61,581	1,910	40,815	64		
	(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-	-		
14	中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	5,255	2,196	5,174	874	5,093	84		
	(うちトランザクター向け)	45		11		1	0	45		
15	不動産関連向け	20~150	3,679	176	3,655	70	3,756	101		
	(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	0	-	0	-	0	50		
	(うち賃貸用不動産向け)	30~150	867	-	867	-	848	98		
	(うち事業用不動産関連向け)	70~150	2,812	176	2,787	70	2,908	102		
	(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-		
	(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-	-		
16	劣後債権及びその他資本性証券等	150	17,318	-	17,318	-	17,318	100		
17	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除 く。)	50~150	49	92	48	9	33	57		
18	自己居住用不動産等向けエクスポージャー にかかる延滞	100	-	-	-	-	-	-		
19	取立未済手形	20	14	-	14	-	2	20		
20	信用保証協会等による保証付	0~10	2,358	-	2,269	-	226	10		
21	株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	-	-	-	-	-	-		
22	株式等	250~400	4,699	-	4,699	-	4,699	100		
23	上記以外	100~ 1250	54,319	-	54,319	-	127,532	235		
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	_	-		
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外の ものにかかるエクスポージャー)	250~400	4,620	-	4,620	-	11,551	250		
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に かかるエクスポージャー)	250	41,997	-	41,997	-	104,993	250		
	(うち特定項目のうち調整項目に算入され ない部分にかかるエクスポージャー)	250	213	-	213	-	534	250		

	項目				令和6年度			
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー)	150	5,930		5,930		8,895	150
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,557	-	1,557	-	1,557	100
24	証券化	-	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(うち短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
	(うち不良債権証券化適用分)	-	-	_	-	-	-	-
	(うちSTC·不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
25	再証券化	-	-	-	-	-	-	-
26	リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	-	13,829	-	13,829	-	12,200	88
27	未決済取引	-					-	
28	他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					-	
	合 計(信用リスク・アセットの額)	-					308,166	

⁽注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(4) ポートフォリオの∑ 							令		6 年	度						
			信用	リスク・	エク	スポー	ジャ	ーの額	(CCF	・信用リ	スク肖	刂減手法違	1用後)			
	C)%		20%		509	%		100%		1509	%	その他	í	<u> </u>	計
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	87,1	37		-		_	-		_		-	-	_		87	,13
外国の中央政府及び中 央銀行向け		-		-		-	-		_		-	-	_			-
国際決済銀行等向け		-					-		_		-	-	_			-
	0%		109	%	20)%		50%		100%		150%	その	也	合	計
我が国の地方公共団体向け	87,060)		-		_						_			87	,06
外国の中央政府等以外 の公共部門向け 地方公共団体金融機構向け			-	-	2	201		-		_		-		-		20
我が国の政府関係機関向け			48	6		_		_				_		_		48
地方三公社向け	397	,	-	-		-		_		_		_		_		39
2,0	0%		209	%	30)%		50%		100%		150%	その	也	合	計
国際開発銀行向け	_		-	-		-		-		-		-		-		-
	20%	3	30%	4	0%	50	0%	,	75%	10	0%	150%	その)他	合	Ē
金融機関、第一種金融商品 収引業者及び保険会社向け	467,697	9,	529		_		_		-		-	-	4,	500	481	,72
(うち、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け)	1,503		307		-		-		-		-	-		-		,81
2 10 78 - 10-4-13	10%	1	15%	2	0%	2	5%	;	35%	50	0%	100%	その)他	合	<u></u>
カバード・ボンド向け	000/	500	v !	750/		900/		050/	10	20/	12007	1500	/ 7	T file	_	
去人等向け(特定貸付	20%	509		75%		80%		85%	100		130%	1509		の他	1	
古代寺内() (村足貝内) 責権向けを含む。) :	9,982	25,41	7	901		-		-	24,6	81	_	-	- 2	2,508	63	,49
うち特定貸付債権向け)	-	-	-	_		-		-		-	-	-	-	_		-
]	100%	•	15	0%		2	250%		40	0%	そ	の他	É	=	t
労後債権及びその他資 本性証券等		-		17,3	318			-			-		-		17	,31
朱式等		-			_			4,699			-	w - t	-			,69
中堅中小企業等向け及		459	1			75% 184			100	21		その作 5,84		合	計 6	,04
び個人向け (うちトランザクター向け)			1													
(プラドフマックター回り))	20%	25%	- :	31.259	0/4 :	35% 3	! 27.50	0/: 1	0%	50%	62.50%	70%	75%	その	仙七	
不動産関連向け	2070	2370	3070	01.20	70	3070 3	07.50	70 4	070	3070	02.5070	1070	1370	1		
ち自己居住用不動産等向け	-	-	_	_		-	_		-	-	_	-	_		0	
	30%	35%	43.75	5%	45%	56.259	%	60%	75	% 93.	75%	105%	150%	その1	也合	<u> </u>
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-		138	-	-	-	728	-			86
741 - 744 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7	70%		90%		110)%	1	12.509	6	150	0%	その作	<u>b</u>	合	計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	5	86		286	200/	1,84	3		-		14	1	-	=1	2	,85
不動産関連向け					60%					F1	の他		合	計		
个 助 産 関 連 回 け うちその他 不 動 産 関 連 向 け			100	20/	_			1500/			-	7 0 114		^ =		-
不動産関連向け			100	J%				150%				その他		合言	ſ	
うちADC向け			-	-				-				-				-
		50)%			100%			1.	50%		その	他	合	計	
延滞等向け (自己居住用 不動産等向けを除く。)		5	4			-				4		_	-			5
自己居住用不動産等向けエ ウスポージャーにかかる延滞		-	-			-				-		-	-			-
H A		0%			10%			20%		1	00%		その他	É) i	
見金		261			_			1.4			-		-			26
カー・ナングエア		-			_			14			-		-			1
収立未済手形 言用保証協会等による 呆証付		-		2,2	269			-			-		-		2	,26

⁽注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(5)信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令 和 5 年 度	
		格付あり	格付なし	計
	0%	-	175,355	175,355
Æ	2%	-	-	_
信用	4%	_	_	_
1)	10%	-	3,457	3,457
スク	20%	9,624	513,949	523,574
	35%	-	-	-
削減効果勘案後残高	50%	39,640	1,336	40,977
果	75%	-	386	386
勘宏	100%	8,854	38,414	47,269
後	150%	-	3,197	3,197
残占	250%	-	55,350	55,350
回	その他	_	-	_
	1250%	-	-	-
	合 計	58,119	791,449	849,569

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しております。

 - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
 4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産(オフ・バランス取引等含む) 残高等リスク・ウェイト区分内訳表

		5 年 度			
ij	リスク・ウェイトの区分	CCF・信用リスク エクスポ		CCFの加重平均値	資産の額及び与信 相当額の合計額
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	(%)	(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
1	40%未満	667,760	45,000	10%	672,072
_ 2	40%~70%	26,150	1,236	19%	26,301
3	75%	931	232	67%	1,086
4	80%	-	-	-	-
5	85%	5,179	895	71%	5,710
6	90%~100%	23,080	17,485	11%	24,989
7	105%~130%	2,572	-	-	2,572
8	150%	17,475	4	100%	17,463
9	250%	4,699	-	-	4,699
10	400%	-	-	-	-
11	1250%	-	-	-	-
12	その他	0	4	79%	3
	合 計	747,850	64,859	12%	754,899

⁽注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

[信用リスク削減手法に関する事項]

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っております。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

• 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:百万円)

	令	和 5 年	度
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	_
我が国の政府関係機関向け	-	-	_
地 方 三 公 社 向 け	-	397	_
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法 人 等 向 け	-	2,524	_
中小企業等向け及び個人向け	-	3	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	-	-	_
三 月 以 上 延 滞 等	-	-	-
証 券 化	-	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-	-
上 記 以 外	-	-	-
合 計	-	2,925	-

- (注)
- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定利払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する大規模を大力を開発している。
 - る性質を有する取引のことです。

 - るほ具で有りる取引のことです。 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションのデリアでよりませば、と称では、といいませば、といいませば、 の買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

• 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位: 百万円)

	令	和 6 年	度
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	397	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,500	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	2,508	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	20	20	-
自己居住用不動産等向け	-	0	-
賃 貸 用 不 動 産 向 け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	-	-	-
証 券 化	-	-	-
中 央 清 算 機 関 関 連	-	-	-
上 記 以 外	-	-	-
 合 計	4,520	2,926	-

- (注) 1. $\lceil \text{エクスポージャー} \rceil$ とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 - 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 4. [上記以外] には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 - 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

[派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項]

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、価格変動リスクを回避するとともに、運用利回りの向上を図る目的で 実施しており、余裕金運用規程及び余裕金運用方針等に基づき管理を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引であり、該当する取引は行っておりません。

(1)派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度 (単位: 百万円)

	グロス再構築	信用リスク削減		担保		信用リスク削減
	コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金・ 自会貯金	債券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1)外国為替関連取引	-	_	-	-	-	_
(2)金利関連取引	-	_	_	_	_	-
(3)金関連取引	-	_	_	_	_	-
(4)株式関連取引	-	_	_	_	_	_
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	_	_	_	_	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	_	_	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	_	_	-	-	-
派生商品合計	-	_	_	-	-	-
長期決済期間取引	-	_	_	-	-	-
一括清算ネッティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		_				-
合 計	_	_	_	_	_	_

令和6年度 (単位: 百万円)

	グロス再構築	信用リスク削減		担保		信用リスク削減
	コストの額	効果勘案前の 与信相当額	現金・ 自会貯金	債券	その他	効果勘案後の 与信相当額
(1)外国為替関連取引	-	_	-	-	-	_
(2)金利関連取引	-	_	_	_	-	_
(3)金関連取引	-	_	_	-	-	_
(4)株式関連取引	-	_	_	-	-	_
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	_	_	-	-	_
(6)その他コモディティ関連取引	-	_	_	-	-	_
(7)クレジット・デリバティブ	-	_	_	-	-	_
派生商品合計	-	_	_	-	-	_
長期決済期間取引	-	_	_	-	_	_
一括清算ネッティング契約による与信 相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	-	_	_	_	_	_

- (注) 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 - 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

				(+ E - E 231 37
	令和!	5年度	令和6	6年度
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想定元本額	_	-	_	-

- (注) 1.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産等)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 - 2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
 - 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

	令和5年度	令和6年度
想定元本額	_	_

[証券化エクスポージャーに関する事項]

該当する取引はありません。

「CVA リスクに関する事項]

- CVA リスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA または簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
 - CVAリスク相当額は「簡便法」により算出いたしますが、該当する取引は行っておりません。
- CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要(CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

[マーケットリスクに関する事項]

●当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

「オペレーショナル・リスクに関する事項」

●リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、正確な事務を怠るあるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクやコンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備等により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント方針に基づきオペレーショナル・リスクを管理しております。

事務ミス・不正等の防止の観点から、各種事務手続等の整備を行い、自己検査及び内部監査等を通じ、適 正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクに対しては、セキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。

●BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)及びFC(金融商品要素)を合計して算出しております。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

●ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

- ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。
- ●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む) 該当ありません。

[出資等または株式等エクスポージャーに関する事項]

●出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式また は出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、リスクマネジメント方針及び余裕金運用方針等に基づき、評価損益・格付状況等のモニタリング・管理を行っているほか、資産自己査定の実施による管理を行っております。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

			令和5	5年度	令和(5 年度
			貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上		場	5,688	5,688	5,935	5,935
非	上	場	32,913	32,913	40,390	40,390
	合	計	38,602	38,602	46,326	46,326

⁽注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度			
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
7	-	-	501	-	-	

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6	6年度
評価益	評価損	評価益評価損	
2,808	_	2,223	63

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

令和	5年度	令和6	6年度
評価益	評価損	評価益	評価損
_	-	_	-

[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項]

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	15,977	13,829
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	_
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	_

[金利リスクに関する事項]

●リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

▶ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、モニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めております。

▶ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めております。

▶ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しております。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.74年となっております。

▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮しておりません。

▶ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関等は考慮しておりません。

- ▶ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
- 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
- ▶ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 △ EVE の前事業年度末からの変動要因は、資産及び貯金等の減少によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ▶ 金利ショックに関する説明
 - リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しております。
- ▶ 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる △EVE及び△NIIと大きく異なる点)

(畄位・五万四)

特段ありません。

• 金利リスクに関する事項

					(単位:白万円)
IRRBB1	: 金利リスク				
		イ	П	ハ	=
項番		⊿E	CVE	4 1	NII
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	13,879	15,440	1,775	1,859
2	下方パラレルシフト	△15,618	△13,819	0	0
3	スティープ化	10,476	10,964		
4	フラット化	△6,454	△6,045		
5	短期金利上昇	1,763	2,693		
6	短期金利低下	△1,303	△1,232		
7	最大値	13,879	15,440	1,775	1,859
		ž,	†	,	`
		当期末		前具	胡末
8	自己資本の額		45,307		44,707

(用語説明)

- ・ 「riangle riangle EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- · 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、 別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金 利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。



コンプライアンス等への 取り組み

コンプライアンスへの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応・・・	93
利用者保護への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
情報セキュリティへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
利益相反管理方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
個人情報保護への取り組み・・・・・・・・・・・・	96
金融 ADR 制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
金融円滑化への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
内部監査体制及びリスク管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99

● コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス等への取り組み

コンプライアンス への取り組み

金融機関の業務は極めて社会的使命が強く、それゆえ、業務遂行上いかなる場合であっても法令等を遵守し、高い倫理観をもって臨む姿勢が求められております。

当会はその責任を充分に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンスにかかる基本方針」等を定めております。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる協議等を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修等で全役職員に徹底しております。

他にも、毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラム推進要領に基づき実効性のある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っております。

《コンプライアンスにかかる基本方針》

I 基本的使命と社会的責任

信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っております。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの 一層のゆるぎない信頼を確立します。

Ⅱ 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

Ⅲ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請

に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

IV 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、 毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際 社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリ ング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

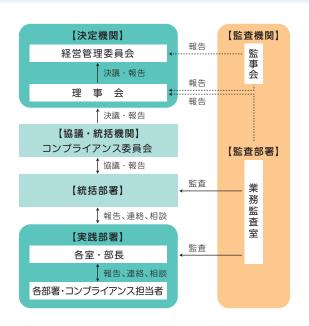
V 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

VI 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

《コンプライアンス実施体制》



マネー・ローン ダ リ ン グ 等 及 び 反社会的 勢力等への対応 当会は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」 等を定め、態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組むとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持しております。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまで以上に高まっております。 当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、系統マネロン管理システムを 活用し、リスクに応じた対策を適切に講じております。

令和6年12月には、岩手県警察と「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止並びに特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結し、各種金融犯罪の被害拡大防止や未然防止に努めております。

《マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を 実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安 委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価 し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社 会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全 確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁 護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を 行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反 社会的勢力と対決します。

利用者保護への取り組み

利用者保護への社会的要請を踏まえ、利用者のみなさまからより一層の安心と信頼を得るため、金融商品の販売時における適切かつ十分な説明、相談・苦情等に対する適切な対応、利用者のみなさまの利益が不当に害されないこと等を目的として、利用者保護に関する基本方針を定め、利用者の保護と利便性の向上を図るための継続的な取り組みを行っております。

《利用者保護等管理方針》

岩手県信用農業協同組合連合会(以下「当会」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をは じめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提 供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に 対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明 を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十 分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適 法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の 防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報 の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害される ことのないよう、利用者保護のための利益相反管理体制の整備 に努める。
 - ※本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに 伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲 介、募集等において利用者と当会との間で事業として行 われるすべての取引」をいう。

情報セキュリティ へ の 対 応

当会では、会員・利用者等のみなさまに、より一層の安心とサービスを提供するため、「情報セキュリティ基本方針」を定め、会内の情報及びお預かりした情報の適切な取り扱いに努めております。

《情報セキュリティ基本方針》

岩手県信用農業協同組合連合会(以下「当会」といいます。)は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に 関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル 社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、 および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実 に遵守します。
- 2 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

利 益 相 反 管理方針 の 概 要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農協法、金融商品取引法、関係するガイドライン及び利用者保護等管理方針に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利用者保護のための利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を定めており、その概要は次のとおりです。

《利益相反管理方針の概要》

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下の とおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に 害されるおそれがあることについて、当該お客さ

まに適切に開示する方法(ただし、当会が負う守 秘義務に違反しない場合に限ります。)

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及 び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を 統括するための利益相反管理統括部署及びその統 括者を定めます。

この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針 を踏まえた内部規則等に関する研修・教育等を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護への取り組み

当会は、個人情報保護法を遵守するため「個人情報保護方針」を定めて公表するととも に個人情報の取扱いにかかる内部管理規程等を制定し、統括管理者を設置する等個人情報 の保護にかかる体制を整備しております。

《個人情報保護方針》

岩手県信用農業協同組合連合会(以下「当会」といいます。)は、利用者の個人情報及び個人番号等(以下「個人情報等」といいます。)を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用 はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で 正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏え い等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切 な措置を講じ、従業者及び委託先(再委託先等も含み ます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融 分野における個人情報保護に関するガイドラインで定 める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等·利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等並びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人から の開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応 じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意 見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応しま す。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号 岩手県信用農業協同組合連合会 資金部 TEL 0 1 9 - 6 2 6 - 8 7 2 6

金融ADR制度 への対応

金融ADR制度は、一般に「裁判外紛争解決制度」等と訳され、訴訟によらない、より簡易で、特に消費者の経済的・時間的負担を軽減できる民事上の紛争解決手続きを指し、農協法や銀行法等に各金融機関の行為規制が定められております。

当会では、お客さまからのご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に 対応するとともに、お申し出の内容・事情等を十分にお伺いし、可能な限りお客さまのご 理解とご納得をいただいて解決することを目指します。

①苦情処理措置の内容

当会では、利用者のみなさまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談及び苦情等を受け付けております。

苦情等受付窓口 資金部(貯金関係) 電話番号 019-626-8726

融資部(貸出関係) 電話番号 019-626-8735

受付時間 9:00~17:00 (金融機関の休業日を除く)

なお、JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情を受け付けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)

電話番号 03-6837-1359

受付時間 9:00~17:00 (金融機関の休業日を除く)

②紛争解決措置の内容

苦情などの申し出につきましては、当会が対応いたしますが、納得のいくような解決が得られず、利用者のみなさまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

なお、JAバンク相談所は、上記弁護士会と提携しており、利用者のみなさまは当相談所を通じて上記弁護士会をご利用いただけます(直接の申し立てはできません)。

金融円滑化への取り組み

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割の一つとして位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針を定め、金融の円滑化に取り組んでまいります。

(令和6年度末における貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権累計は、348件、13,201百万円となっております。)

《金融円滑化にかかる基本的方針》

岩手県信用農業協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更 等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事 業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応する よう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極 的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向 けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。 また、役職員に対する研修等により、上記取り組み の対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を 可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更 等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認ま たは地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災 事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求め について、関係する他の金融機関等(政府系金融機関 等、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会を含

- む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。 また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、 守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報 交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 代表理事理事長以下、理事、室・部長を構成員 とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円 滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的 に協議します。
- (2) 代表理事理事長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 「金融円滑化管理統括者」を設置し、金融円滑 化担当部署における金融円滑化の方針や施策の徹 底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● コンプライアンス等への取り組み

内部監査体制及びリスク管理体制

内部監查体制

当会は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務遂行状況について、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、 適正な業務運営の維持・改善に努めております。

また、内部監査は、年度ごとに定める業務監査計画に基づき、当会の全部署を対象に実施するとともに、監査結果は定期的に理事会、経営管理委員会に報告しております。

なお、内部監査部門は被監査部署の改善取組状況について定期的にフォローアップを実施しております。

リスク管理体制

会員・利用者のみなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い 経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、 年度ごとに「リスクマネジメント方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制等 について規定するとともに、リスクマネジメントに関する協議機関としてALM・リスク管 理委員会を設置する等、リスク管理の基本的な体制を整備しております。

また、信用リスクや市場リスク、オペレーショナル・リスク等の保有する様々なリスク を総体的に把握し、経営体力である自己資本の範囲内に適切にコントロールする統合的リスク管理に取り組んでおります。

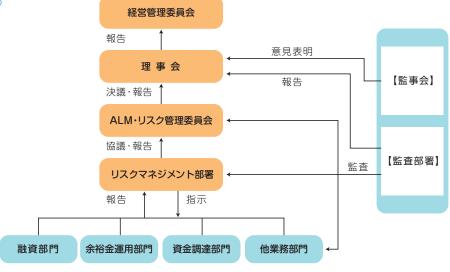
①リスク管理全般

「リスクマネジメント方針」等リスク管理にかかる重要事項の決定は理事会で行っております。また、各種リスクの実態把握及び統合的なリスク管理に向けた具体的なリスクマネジメント方策等については、ALM・リスク管理委員会で協議を行い、その結果を理事会に報告しております。

与信取引にあたっては、営業部門と審査部門を独立し、審査部門が二次審査を行うほか、各部門において審査及び債権管理能力の向上に努めております。

さらに、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況等については、監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性と有効性の観点から検証・評価を行っております。

《リスク管理体制》



②各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することにより損失 を被るリスクのことです。

当会では、内部格付により与信先別に与信限度額を設定し、与信管理を行うとともに、格付別・業種別の与信状況についてモニタリングを実施し、与信集中を管理する等、信用リスク管理に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達において必要資金が確保できず資金繰りが困難となる場合や、資金の確保に通常よりも高いコストでの調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当会では、大口の資金動向や資金決済等の管理を日々行うとともに、流動性資金として短期資金や流動性の高い有価証券の確保に努めております。

リスク マネジメント

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の市場要素の変動により保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクです。

当会では、保有する有価証券等について VaR によるリスクの計量化を行うとともに、銀行勘定の金利リスク量(△EVE 及び△NII)を計測し、リスクバランスや銀行勘定の金利リスク量の水準を管理しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、業務の過程、役職員の活動、システムの不適切及び外生的な事象にかかるリスク等です。

当会では、報告制度により顕在化事象を分析するとともに、自己検査の実施や監査部門による定期的な業務 監査等を通じ、適正な業務運営と不正・事故等の未然防止に努めております。

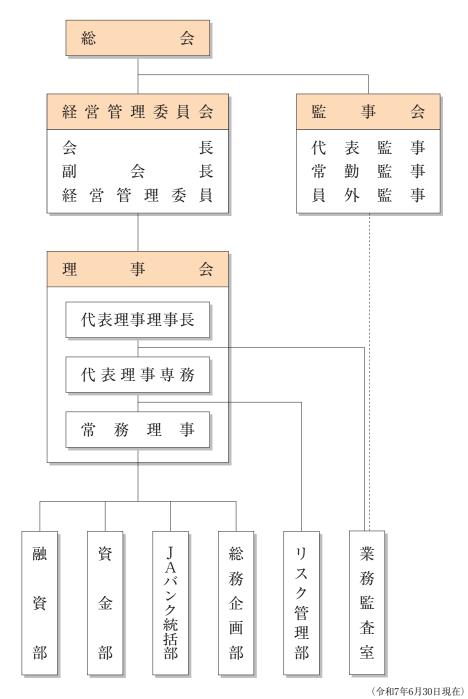
また、情報セキュリティに対してはセキュリティポリシー等を制定し、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運用に努めております。近年高度化・巧妙化しているサイバー攻撃については、部門横断的な管理態勢のもとでサイバーセキュリティ対策の強化を図っております。

当会のプロフィール

組織図・職員数	102
役員	103
店舗・会員数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
当今のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105

● 当会のプロフィール

組織図·職員数



[職員数]

	区	分		令和5年度	令和6年度
男	子	職	員	61人	59人
女	子	職	員	32人	29人
合			計	93人	88人

(令和7年3月31日現在)

● 当会のプロフィール

役 員



経営管理委員会会長 **伊藤清孝**





代表理事理事長 **荒木田 裕 樹**



 代表理事専務

 工 藤 孝 志

[役員の一覧]

●経営管理委員会

経営管理委員会会長 (非常勤)

経営管理委員会副会長(非常勤)

経営管理委員 (非常勤)

経営管理委員 (非常勤)

経営管理委員 (非常勤)

経営管理委員(非常勤)

経営管理委員(非常勤)

●理事会

代表理事理事長 (常勤)

代表理事専務 (常勤)

常務理事(常勤)

●監事会

代表監事 (非常勤)

常勤監事 (常勤)

員外監事 (非常勤)

苅 谷 雅 行

藤

伊

清孝

後 藤 元 夫

小 川 節 男

佐々木 雅 博

佐 藤 一 則

髙 橋 利 光

荒木田 裕 樹

工 藤 孝 志

星 川 孝 志

猪股岩夫鈴木邦彦

穀田有一

(令和7年6月30日現在)

● 当会のプロフィール

店舗・会員数等

[店舗]

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	盛岡市大通一丁目2番1号	019-626-8700

[会員数]

資 格	令和5年度	令和6年度
正会員	21会員	20会員
准会員	61会員	60会員
合 計	82会員	80会員

access

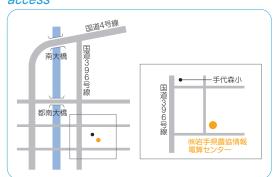


[子会社等]

名 称	株式会社岩手県農協情報電算センター
所 在 地	盛岡市黒川7地割19番地
設立年月日	昭和53年4月14日
資 本 金	440百万円
当会出資比率	26.1 %
業務内容	電算機処理の受託及びシステム開発

注) 関連法人等に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した 場合の投資の金額及び投資利益の金額の重要性が乏しいことから、令和 7年3月における個別財務諸表への注記を省略しており、連結貸借対照表等 いわゆる連結財務諸表については、作成しておりません。

access



[自動化機器設置状況]

		台数
県内JA設置A	AТМ	163
当会設置A	ТМ	2
合	計	165

(令和7年3月31日現在)

[会計監査人の名称]

みのり監査法人(令和7年6月現在) 所在地 東京都港区

お扱入お支払・お押込

[特定信用事業代理業者の状況]

該当する取引はありません。

●当会のプロフィール

当会のあゆみ(暦年)

昭 和

- 22年 「農業協同組合法」公布
- 23年 当会設立
- 29年 農林漁業金融公庫資金業務取扱開始
- 37年 産業会館落成に伴い本所事務所移転
- 38年 住宅金融公庫資金業務取扱開始
- 39年 全国農協貯金者保護制度発足
- 41年 内国為替業務開始
- 45年 盛岡手形交換所に代理交換加盟
- 49年 全国農協信用事業相互援助制度発足
- 51年 当会年度末貯金残高1,000億円達成
- 53年 雇用促進事業団の財形進学融資業務受託 国民金融公庫の進学資金貸付業務受託
- 54年 全国銀行内国為替制度加盟
- 55年 当会年度末貯金残高2,000億円達成
- 56年 事務センター完成、オンラインシステム稼動
- 57年 現金自動支払機 (CD) 稼動
- 58年 協同クレジットカード (JAカード) 取扱開始
- 59年 県内農協貯金5,000億円達成記念並びに組合金融躍進大会開催

江刺支所を水沢支所に統合。平成8年まで段階的に13 支所を統廃合

- 60年 全国農協貯金ネットサービス稼動
- 61年 自由金利型定期貯金の取扱開始 当会年度末貯金残高3,000億円達成
- 62年 岩手銀行とのCDオンライン提携開始
- 63年 マイカーローン「ウイング」発売

平 成

- 1年 レディースプラン「ほほえみ」発売
- 2年 都銀等との業態間CDオンライン提携 (MICS) 加盟 当会年度末貯金残高4.000億円達成
- 3年 外貨両替業務取扱開始
- 4年 当会年度末貯金残高5,000億円達成 CIの展開 愛称「JA」の採用
- 6年 国債窓口販売業務取扱開始(自己窓販)
- 8年 信用新オンラインシステム稼動 支所閉所による本所集中体制の実現並びに本所1階店 舗開設
- 9年 会内LAN稼動
- 10年 当会創立50周年記念式典開催 JAバンクの導入
- 11年 投信販売業務取扱開始
- 12年 県内イントラネット稼動
- 13年 経営管理委員会制度導入 JA グループ貯金1兆254億円達成 JA ネットバンクサービス開始
- 14年 JAバンク基本方針に基づく「JAバンク岩手県本部」の設置 郵便貯金とのATM提携
- 16年 JASTEMシステム稼動(農協系統全国統一オンラインシステム)

- JAバンク岩手ローンセンター開設 JAバンク岩手事務集中センター開設
- 17年 決済用貯金取扱開始 系統サービサー岩手営業所開設 セブン銀行とのATM提携
- 18年 新JAカード取扱開始
- 19年 JAいわてグループ経営健全化計画(再発防止策)策定 JAバンク岩手農業金融センター開設
- 20年 3地区のJA合併に伴う財務支援の実施
- 21年 自己資本増強の実施 農林中央金庫の増資への対応
- 22年 JAバンク岩手年金センター・同人材育成センター開設 米戸別所得補償支払いへの対応
- 23年 東日本大震災の発生及び復興支援対応 JASTEM次期システム稼動 県内JA貯金1兆円達成
- 24年 震災特例支援スキームに基づく、資本注入の対応 JAバンク岩手ローンセンターによる特定信用事業代理 業の開始
- 25年 CS改善プログラム導入 コンビニATM (LANs、e-net) 提携
- 26年 県内JA全渉外担当者、全店舗にタブレット端末導入 法人JAネットバンクサービス開始 JAバンク岩手アカデミー研修施設設置
- 27年 JAバンクでんさいサービス開始 夏期・年末キャンペーン「ちょリスでGO!」発売 農協改革に伴うJAバンク自己改革を決定
- 28年 中央会・連合会の共通機構として「JAいわてグループ 農業担い手サポートセンター」を設置 信用事業強化計画の遂行による優先出資の全額消却 経営健全化計画の前倒し達成による劣後ローン全額返済
- 29年 JA岩手中央酪の信用事業を譲受 定期積金「カナエール」発売
- 30年「JAいわてグループ経営健全化計画」の達成承認 岩手県中小企業家同友会と包括連携協定締結
- 31年 自己資本増強の実施 当会創立70周年記念誌発刊

令 和

- 1年 会計監査人による監査開始
- 2年 新型コロナウイルス感染症対策としてBCP対応オフィスによる遠隔勤務の開始
- 3年 JAバンク優遇プログラム導入
- 4年 第19次経営3か年計画スタート 岩手県版食育教材本を岩手県農協青年組織協議会と共 同で制作し、県内小学校に贈呈
- 5年 貸出システム稼働
- 6年 営業店システム導入 岩手県警察本部と「マネー・ローンダリング及びテロ 資金供与防止並びに特殊詐欺等の被害防止にかかる協 定」を締結

株式会社TOWING及び関連団体と包括連携協定を締結

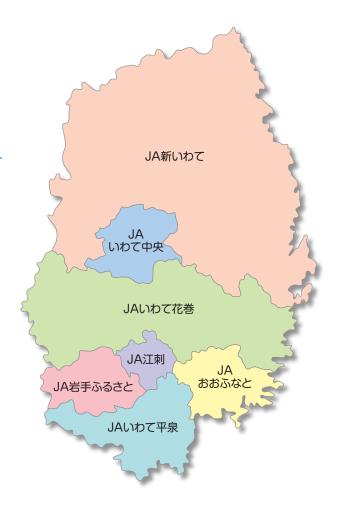
このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施 行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第204条関連)	・ージ
1 概況及び組織に関する事項	
(1)業務の運営の組織·····6、 (2)理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名·····	$\cdot 103$
(3)会計監査人の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 104
(4) 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 104
2 主要な業務の内容 (1) 主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
)~34
3 主要な業務に関する事項 (1) 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)1 /
(2) 直近の事業年度における主要な業務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, - 14 5/
a 経常収益	04
b 経常利益または経常損失	
C 当期剰余金	
d 出資金及び出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·~5/
D 貯金に関する指標····································	58
c 貸出金等に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)~63
	1~00
4 業務の運営に関する事項 (1) リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
(1) リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	00
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32 3~21
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	07
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	51
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	
または損失金処理計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	i~50
(2) 債権にかかる額及びその合計額	62
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
b 危険債権に該当する債権	
c 三月以上延滞債権に該当する債権	
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3) 元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
(4) 自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3~90
(5)取得価額または契約価額、時価及び評価損益	1~66
a 有価証券	
b 金銭の信託	
C デリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	0.0
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
(7) 貸出金償却の額 ····································	63
(0) 云訂監笡人の監笡を受けている旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
スのM手両な車頂 (典学校同知今注版/1月間第007名)	
その他重要な事項(農業協同組合法施行規則第207条)	
公昌等の超酬休 <u>系</u>)~53

JAバンク岩手のネットワーク

県内JA数	7JA
店舗数	64店舗
移動店舗車両配置JA	JA新いわて JAいわて花巻 JA岩手ふるさと JAいわて平泉 JAおおふなと

令和7年6月30日現在 ※本所・本店を含み同一建物内の店舗を1とする。



様々な情報を満載! JAバンク岩手の公式サイト

JAバンク岩手の概要や、県内JAのお取扱商品・サービス等といったJAバンク岩手の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンやスマートフォンを利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」など、各種メニューへのリンクも充実しております。



https://www.jaiwate.or.jp/jabank/





JA岩手県信連の現況

JA岩手県信連 総務企画部 〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号 TEL 019-626-8700 URL https://www.jaiwate.or.jp/jabank/shinren

令和7年7月発行

表紙:上郷のひまわり畑(遠野市)



